

2019年度

学生便覧

(2019年度入学者適用)

長崎大学教育学部

2019年度 教育学部年間予定表

【前期】

入学式	4月 2日 (火)
学部オリエンテーション	4月 3日 (水)
新入生研修	4月 7日 (日)
授業開始	4月 8日 (月)
履修手続期間	4月 8日 (月) ～ 4月19日 (金)
開学記念日	5月31日 (金)
授業終了	7月30日 (火)
定期試験	7月31日 (水) ～ 8月7日 (水)
夏季休業	8月 8日 (木) ～ 9月29日 (日)

【後期】

授業開始	9月30日 (月)
履修手続期間	9月24日 (火) ～ 10月11日 (金)
冬季休業	12月24日 (火) ～ 1月 5日 (日)
授業終了	2月 3日 (月)
定期試験	2月 4日 (火) ～ 2月 10日 (月)

【授業時間帯】

校 時	時 間
1校時	8 : 50 ～ 10 : 20
2校時	10 : 30 ～ 12 : 00
3校時	12 : 50 ～ 14 : 20
4校時	14 : 30 ～ 16 : 00
5校時	16 : 10 ～ 17 : 40
6校時	17 : 50 ～ 19 : 20

目 次

○ 教育学部の理念と目標	1
○ 長崎大学教育学部規程	5
別表第1 教養教育科目の最低修得単位数	9
別表第2 専門教育科目の最低修得単位数	11
別表第3 専門教育科目の名称及び単位数（略）	12
別表第4 取得すべき教育職員免許状等の種類	12
○ 長崎大学教育学部における履修等に関する内規	13
○ 履修方法の説明	
学校教育教員養成課程	
I. 卒業に要する専門教育科目と単位数	17
II. 教育実習について	24
III. 高等学校教諭（情報）免許の取得方法について	27
IV. 保育士資格の取得について	28
V. 離島教育プログラムについて	29
○ 学校教育教員養成課程の履修表 記号の説明	31
○ 学校教育教員養成課程の履修表	32
○ 教育学部授業時限区分等について	
I. 長崎大学教育学部授業時限等区分基準	63
II. 授業の組分け	63
III. 集中講義	63
IV. 履修科目の登録の上限	63
V. 履修状況の通知	64
○ 学務関係提出「願・届」一覧	65
○ 学校生活に関する諸手続一般	
I. 学生生活上の注意事項	66
II. 奨学金及び授業料の免除	68
III. 課外活動	68

資料 1

○ 教育職員免許法（抜粋）	70
○ 教育職員免許法施行規則（抜粋）	72
○ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（抜粋）	83
○ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（抜粋）	84

資料 2

○ 教育学部建物平面図	86
-------------	----

教育学部の理念と目標

教育学部の理念と目標

本学部における教育理念は、人間形成に関わる専門的学術の研究を通して高度な学識と豊かな人間性及び実践的な指導力を備えた専門的教育者を育成することです。

教員には、教育者としての使命感と豊かな人間性、深い教養、教育の理念、教科に関する専門的学力、優れた教育技術及び幼児・児童・生徒・障害児の理解等、専門職としての高度の資質と能力が求められています。また、高度情報化や国際化の進展など社会が変化する中で、新たな教育の課題が生まれており、教員には、これらの課題に適確に応えていく能力も求められています。

したがって、本学部では、人間教育の基礎とされる幼児教育、初等教育、中等教育及び心身に障害のある子どものための特別支援教育に携わる優れた指導力を備え、幼児・児童・生徒・障害児等の成長と発達についての深い理解の上に優れた専門的学術・技能を身につけた豊かな識見と、新しい教育課題に適切に対応できる能力を持つ教育者の養成を目標としています。

学校教育教員養成課程

以上の目標を実現するために、本学部では学校教育教員養成課程を置き、そのもとに小学校教育コース、中学校教育コース、幼稚園教育コース及び特別支援教育コースを設けています。それぞれのコースでは、コースに対応した学校種の教員免許状（一種）の取得が卒業の必要要件として課されています。それぞれのコースの理念と目標は次の通りです。

小学校教育コース

本コースは、豊かな人間性と高い実践力を備え、さらに小学校教育の課題に積極的に取り組むことができる小学校教員の育成のために、下の4つの専攻を設けています。各専攻では、専攻の趣旨に沿った講義や演習及び卒業研究での課題探究を通して、目標の達成を図ります。そのために、入学時にどの専攻に所属するかを決めます。

小学校教育コースにおいては、小学校教諭一種免許状の取得が卒業の必要条件ですが、その他にも本人の努力で必要な単位を修得することによって、幼稚園教諭免許状、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状、あるいは特別支援学校教諭免許状を取得することができます。小学校教諭免許状以外の免許状取得を希望する人は、入学時に各種免許状の取得希望書を提出することになります。このうち中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状については、さらに免許状を取得する教科を決める必要があります。

ア. 子ども理解実践専攻

社会の発展に伴い多様な感じ方や考え方を持つ子どもたちで学級が構成されるようになりました。一人一人の子どもたちのよき理解者として、彼らの良さを伸ばすことができる教員の育成を行います。

イ. 教科授業実践専攻

子どもたちは一つ一つの授業に参加して成就感を味わい、それを積み上げることによって学力の形成を行っていきます。小学校における各教科の授業を通して子どもたちの学ぶ力を伸ばすことができる教員の育成を行います。

ウ. ICT活用実践専攻

社会はコンピュータをはじめとした情報通信技術（ICT）の活用によって日に日に発展をしていま

す。学校においてもICTを身近に感じ、利用できる子どもたちの育成が求められています。ICTを活用した授業や様々な活動を通して、子どもたちのICT活用能力を伸ばすことができる教員の育成を行います。

エ. 多文化理解実践専攻

日本の発展のためには世界の国々と仲良くすることが必要です。このためには学校段階で世界の色々な文化を理解し、受入れる子どもたちを育てなければなりません。このため、本専攻においては、他国の大学生や小・中学校との交流を積極的に行い、この経験を活かした形で、学校教育の中で子どもたちの異文化理解能力を伸ばすことができる教員の育成を行います。

中学校教育コース

本コースは、主として中学校教育に関する高度な専門的力量と教育実践力を有し、問題意識をもって教育活動に取り組むことのできる中学校教育の教員の育成をめざしています。

本コースにおいては、卒業要件として所属する専攻の教科の中学校教諭一種免許状の取得が必要であり、そのためのカリキュラムが用意されています。以下に各専攻の理念及び目標を示します。

ア. 国語専攻：国語学、国文学（古典・近代）、漢文学、書写・書道、国語教育の五つの分野から一つを選び、専門性の高い学習と研究に取り組み、研究者・国語教育の実践者としての基礎を培う。研究の課題・方法・成果について先行の事例を学ぶとともに、各自で研究主題を設け、追求し、随時経過報告を行い、指導・助言を得、研究を完成させ、その結果を論文にまとめる。

イ. 社会専攻：小・中学校の社会科及び高等学校の地理歴史科、公民科の指導には、「社会と人間」についての幅広い観点からの深い理解と、児童生徒の社会認識形成過程に即した学習を組織する能力が求められる。本専攻では、歴史学、地理学、法律学、政治学、経済学、社会学、哲学、倫理学、社会科教育学の9分野の専門科目、ゼミナールを設け、総合的な社会認識を形成すると共に、各分野の専門的研究能力と教育実践能力を融合的に育成することを目標とする。

ウ. 数学専攻：今日の数学教育では、幅広い視点から「数学－社会－人間」について総合的な理解と認識を深めることが求められている。この観点から本専攻では、代数学、幾何学、解析学、確率論、統計学、コンピュータという数学の各専門分野における講義・演習を通して、数学全般に関する専門的知識、能力を身につけ、数学的センスを磨くとともに、数学教育学における講義・演習を通して、数学教育に関する見識や実践的な能力を高めることを目標とする。

エ. 理科専攻：物理学、化学、生物学、地学及び理科教育という5つの分野に分かれている。各分野の講義・演習や実験・実習を通して、体系的な知識や基本的な研究方法を修得するとともに自然科学教育の基礎を学習する。すなわち、自然の理（ことわり）についての認識を深め、そして探究心を育みながら、小学校或いは中学校の理科の教員としてふさわしい総合的な自然科学的教養と実践的な能力を高めていくことを目標とする。

オ. 音楽専攻：声楽、器楽、音楽学、作曲及び音楽教育の5分野にわたって研究を深める。これらの講義や演習を通して、音楽に関する理論や知識を深め、声楽や器楽の演奏技能及び表現力を高めるとともに、音楽科教育に対する知識や基礎的な実践力を育成し、中・高等学校の音楽教員としての資質と能力を身につけさせることを目標とする。

カ. 美術専攻：絵画、彫刻、デザイン、工芸、美術理論・美術史、美術科教育の分野にわたって学び、さらに各分野のゼミナールに分かれて、それぞれの研究を深める。こうした学習・研究を通して、美

術に関わる幅広い知識と技術を修得し、自らを研鑽することによって、美術・図画工作教員としての資質を養い、何よりも優れた人間性を身につけることを目標とする。

キ. **保健体育専攻**：本専攻では、保健体育及びスポーツに関する専門的知識を修得する。体育学、運動学、学校保健、体育実技及び保健体育科教育等に関する広範な知識と高い専門性を備えた指導者を育成することを目標とする。

ク. **技術専攻**：本専攻は、木材加工、金属加工、機械、電気、情報とコンピュータおよび栽培の6分野からなり、それぞれの専門科目やゼミナールを開設している。これらの授業から専門的な知識や概念を身につけるとともに、技術科教育に関する科目を通して教育実践力も育成している。幅広い知識から技術の仕組みや役割を科学的に理解し、より良い社会を実現するために技術の見方・考え方を働かせ、技術的課題解決力を備えた指導力のある教員の養成を目指している。

ケ. **家庭専攻**：本専攻は、自然科学領域から社会科学領域に至るまでの幅広い内容を展開しながら、中学校及び高等学校の家庭科の教育・研究を担当しうる能力をそなえた教員の養成を目標としている。そのため、6つの教科目の中で食物学、被服学、住居学では、講義・実験及び実習を通して人間生活の最も基本である衣・食・住を物と関連させ内容を考究し、家庭経営学では、講義・演習を通して家族の経済活動と人間関係について考究し、保育学では子どもの理解と豊かな心身の健康を育む基本について考究する。さらに、家庭科教育に関する科目では家庭科教員として総合的に判断能力を身につけるための理論と実践を幅広く展開・考究しながら、家庭科に相応しい教員養成を行っている。

コ. **英語専攻**：英語の実践的な運用能力に加え、言葉と異文化への関心を高めるような言語教育を実践できる英語科教員の養成を目指す。このため、多読、作文、会話の系統的な指導に力を注ぐとともに、英米の文学作品や言葉の特質を固有の文化・歴史との関連の中で分析、鑑賞する講義・演習を行うと同時に、英米の新しい教授理論を実践・検討し、よりよい英語教育のあり方を追求している。

幼稚園教育コース

本コースは、幼稚園において、子どもの豊かな感性とその遊び活動に共感し、子どもや保護者と共に育ち合える教員の育成を目指しています。その際、専門性をより備えた教員の養成を意図し、下の2つの専攻を設けています。両専攻とも幼稚園教諭免許状（一種）の取得が卒業に必要です。

両専攻では、本人の努力により必要な単位を修得することによって、小学校教諭免許状、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状、あるいは特別支援学校教諭免許状を取得することができます。

また本コース生は、希望により必要な単位を修得することによって、保育士資格を取得することができます。乳幼児教育・保育に携わりたいと考えている場合は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を取得することが望ましいです。

ア. 芸術的感性開発専攻

子どもたちの感性は非常に多様で鋭いものです。子どもたちの芸術的感性の芽を見つけて育てることを通して、子どもたちの個性と想像力を伸ばすことができる教員の育成を行います。

イ. こども保育専攻

これまで、小学校教育段階を見通した幼児教育者養成を行ってきた実績をふまえ、さらに芸術的素養を生かした保育実践力をつけることで、子どもの知性と情緒・感性、そして身体性の育ちを一層引き出すことができる教員の育成を行います。

特別支援教育コース

本コースは、主として特別支援学校及び普通小・中学校の特別支援学級の教育を担当する教員養成を目的としています。障害のある児童・生徒を科学的、共感的に理解し、その教育の原理と方法を理論的に研究しながら、実践力の育成をめざしています。具体的には特別支援教育の基礎理論、病理・生理・心理、教育課程・指導方法等を専門的に学習します。特別支援学校教諭の免許状取得のためには、小学校教諭免許状か中学校教諭免許状のいずれかが基礎免許状として必要です。したがって、入学後に小学校教諭か中学校教諭のいずれかを基礎免許状とすることになります。また、中学校教諭を基礎免許状とする場合は、どの教科を中学校免許教科にするかを決定することが必要となります。

本学部は、これらの教育理念と目標のもと、すべての学生を「学び続ける教員」として養成すべく、教員採用試験受験及び合格を目指し、教育界へと導きます。

長崎大学教育学部規程

- 別表第1 教養教育科目の最低修得単位数
- 別表第2 専門教育科目の最低修得単位数
- 別表第3 専門教育科目の名称及び単位数（略）
- 別表第4 取得すべき教育職員免許状等の種類

長崎大学教育学部における履修等に関する内規

長崎大学教育学部規程

平成16年4月1日
教育学部規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、教育学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部の目的)

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、教育に関する高度の専門的知識及び教育技術を修得させ、もって優れた指導能力と豊かな識見を備えた教員及び社会の国際化・情報化に幅広く対応することのできる人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を体系的に開設して編成するものとする。

(履修コース及び履修コースの入学定員)

第4条 学校教育教員養成課程に、次表の左欄に掲げる履修コースを設け、その入学定員は、同表右欄に掲げるとおりとする。

履修コース	入学定員
小学校教育コース	125人
中学校教育コース	70人
幼稚園教育コース	30人
特別支援教育コース	15人

2 履修コースの選択及び決定方法等については、別に定める。

(教養教育科目の最低修得単位数、履修方法等)

第5条 教養教育科目の最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号）の定めるところによる。

(専門教育科目の区分、最低修得単位数、名称、履修方法等)

第6条 専門教育科目の区分は、次のとおりとする。

教科及び教科の指導法に関する科目

領域及び保育内容の指導法に関する科目

教育の基礎的理解に関する科目

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

教育実践に関する科目

大学が独自に設定する科目

特別支援教育に関する科目

教職関連科目

保育士関連科目

自由選択科目（専門）

ゼミナールに関する科目

卒業論文

- 2 専門教育科目の最低修得単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 専門教育科目の名称及びその単位数については、別表第3のとおりとする。
- 4 前項に定めるもののほか、学部長は、教授会の議を経て臨時に授業科目を開設することができる。
- 5 専門教育科目の履修方法等については、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第7条 本学部学生の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については、学則第36条の規定により行うものとする。

(1単位当たりの授業時間)

第8条 専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間又は30時間
- (2) 実習(教育実習を除く。)及び実技については30時間。ただし、芸術分野における個人指導による実技については15時間
- (3) 実験及び教育実習については45時間

(専攻)

第9条 小学校教育コース、中学校教育コース及び幼稚園教育コースの学生は、教育職員免許状の専門性及び卒業論文の学問的基盤として次に掲げる専攻のうち一つの専攻に所属するものとする。

(1) 小学校教育コース

- ア 子ども理解実践専攻
- イ 教科授業実践専攻
- ウ ICT活用実践専攻
- エ 多文化理解実践専攻

(2) 中学校教育コース

- ア 国語専攻
- イ 社会専攻
- ウ 数学専攻
- エ 理科専攻
- オ 音楽専攻
- カ 美術専攻
- キ 保健体育専攻
- ク 技術専攻
- ケ 家庭専攻
- コ 英語専攻

(3) 幼稚園教育コース

- ア 芸術的感性開発専攻
- イ こども保育専攻

(ゼミナール)

第10条 学生は、第3年次において原則として所属するコース又は専攻に関連するゼミナールに関する科目を履修しなければならない。

(卒業論文)

第11条 学生は、第4年次において所属するコース又は専攻の専門分野に関する卒業論文を作成しなければならない。

2 卒業論文は、所定の期日までに提出しなければならない。

(教育実習)

第12条 教育実習は、次に掲げる附属学校等において実施するものとする。

- (1) 附属幼稚園
- (2) 附属小学校
- (3) 附属中学校
- (4) 附属特別支援学校
- (5) その他の学校園

2 教育実習を履修する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 教育実習を履修する年度の前年度までに教養教育科目及び専門教育科目の中から50単位以上を修得していること。
- (2) 参加観察実習の単位を修得していること。
- (3) 履修する教育実習に応じた事前指導の単位を修得していること。

(履修手続)

第13条 専門教育科目の履修手続に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第13条の2 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、1学期当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて25単位とする。ただし、別に定める教育実習等の授業科目については、上限単位数に算入しない。

(履修科目の登録の上限の特例)

第13条の3 学生が前学期において履修を登録したすべての授業科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が2.8以上である場合には、前条に規定する上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。この場合における上限単位数は、1学期当たり30単位とする。

$$GPA = (\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価D（失格、欠席等を含む。）の単位数} \times 0) \div \text{履修登録単位総数}$$

(考查及び単位の認定)

第14条 専門教育科目の単位の認定は、考查の結果に基づき行う。

- 2 考查は、試験、学習報告その他の方法により、原則として各学期末に行う。
- 3 出席状況が著しく不良と認められる者には、考查の受験資格を認めないものとする。
- 4 学生が既に単位を修得している授業科目については、再度考查を行わないものとする。

(追試験及び再考查)

第15条 忌引、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由で、専門教育科目の試験を受けられなかった者が、試験終了後1週間以内に証明書等を添えて追試験願を提出したときは、1回に限り、追試験を実施する。

- 2 卒業に必要な授業科目のうち不合格科目が3科目以内で、かつ、6単位以内である者については、願い出により、卒業期に1回限り再考查を実施する。

(成績評価)

第16条 専門教育科目の考查の成績評価は、AA（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）及びD（60点

未満)の評語で表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(単位及び成績の通知)

第17条 学生が修得した単位及び成績は、試験終了後2月以内に本人に通知する。

2 学生は、前項により通知された成績評価の結果に疑義があるときは、所定の方法により申立てを行うことができる。

(卒業の認定)

第18条 学生が、本学部で4年以上在学し、別表第1及び別表第2に定める最低修得単位数以上を修得し、かつ、別表第4に掲げる履修コースに応じた教育職員免許状の取得に必要な単位数を修得したときは、卒業を認定する。

(履修コース又は専攻の変更)

第19条 学生から履修コース又は専攻の変更の願い出があったときは、別に定めるところにより許可することがある。

(休学、復学及び退学)

第20条 休学、復学又は退学を願い出るときは、ゼミナール指導教員又はクラス担任教員を経るものとする。

2 前項の規定による願い出が許可されたときは、本人及び保証人に通知する。

3 学期の途中において復学した者で、休学期間がその学期の授業期間について5週間を超えているときは、特定の期間に集中して行われる授業科目を除き、受講して審査を受けた場合であっても単位を与えない。

(科目等履修生及び研究生)

第21条 本学部で科目等履修生又は研究生として入学を志望する者は、所定の期日までに、願書等を提出しなければならない。

2 科目等履修生として入学を志望する者については、履修しようとする授業科目に関する試験を課して選考し、学長が決定する。ただし、本学を卒業した者については、試験を免除することがある。

3 教育実習を科目等履修生として履修することは認めない。ただし、附属学校園での教育実習は、本学部の卒業生又は本学大学院教育学研究科の学生若しくは同研究科の修了生が当該附属学校園長の承諾を得た場合については、この限りでない。

4 教職実践演習については、原則として、本学部の卒業生又は本学大学院教育学研究科の学生若しくは同研究科の修了生を除き、科目等履修生として履修することは認めない。

(長期履修)

第22条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(保育士資格)

第23条 幼稚園教育コースの学生が所定の単位を修得した場合は、保育士資格を取得することができる。

2 保育士資格に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第24条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

教養教育科目の最低修得単位数

- 1 学校教育教員養成課程（小学校教育コース多文化理解実践専攻を除く。）

授業科目の分類・区分		単位数	備考
教養基礎科目	教養ゼミナール科目	1	※1 教養教育科目の最低修得単位数を超えて履修することができる。 ※2 「日本国憲法」を必ず履修すること。
	情報科学科目	2	
	健康・スポーツ科学科目	2	
	キャリア教育科目 ※1	0～1	
	地域科学科目	1	
	外国語科目	英語	
		初習外国語	
	小計	14	
モジュール科目	全学モジュールⅠ科目	6	
	全学モジュールⅡ科目	6	
	学部モジュール科目	12	
	小計	24	
自由選択科目	自由選択科目 ※2	2	
	小計	2	
合計		40	

2 学校教育教員養成課程小学校教育コース多文化理解実践専攻

授業科目の分類・区分			単位数	備考
教養基礎科目	教養ゼミナール科目		1	※1 教養教育科目の最低修得単位数を超えて履修することができる。 ※2 「日本国憲法」を必ず履修すること。
	情報科学科目		2	
	健康・スポーツ科学科目		2	
	キャリア教育科目 ※1		0～1	
	地域科学科目		1	
	外国語科目	英語	6	
		初習外国語	4	
小計		16		
モジュール科目	全学モジュールⅠ科目		6	
	全学モジュールⅡ科目		6	
	学部モジュール科目		12	
	小計		24	
自由選択科目	自由選択科目 ※2		2	
	小計		2	
合計			42	

別表第2

専門教育科目の最低修得単位数

授業科目区分 \ コース	小学校教育コース		中学校教育コース	幼稚園教育コース	特別支援教育コース	
	多文化理解実践専攻以外	多文化理解実践専攻			小学校基礎免	中学校基礎免
教科及び教科の指導法に関する科目	31	31	28	0	31	28
領域及び保育内容の指導法に関する科目	0	0	0	20	0	0
教育の基礎的理解に関する科目	8	8	8	10	8	8
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	10	4	10	10
教育実践に関する科目	9	9	9	9	9	9
大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	6	6
特別支援教育に関する科目	0	0	0	0	29	29
教職関連科目	2	2	2	2	2	2
自由選択科目（専門）	14	12	17	29	0	0
ゼミナールに関する科目	4	4	4	4	4	4
卒業論文	4	4	4	4	4	4
合計	84	82	84	84	103	100

（注1） 幼稚園教育コースの領域及び保育内容の指導法に関する科目の最低修得単位の20単位のうち9単位は、小学校教諭免許状に必要な教科及び教科の指導法に関する科目の教科に関する専門的事項の単位をもって充てるものとする。

（注2） 特別支援教育コースの小学校基礎免及び中学校基礎免とは、特別支援学校教諭普通免許状の基礎となる免許状として、小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状を選択したものを示す。

（注3） 自由選択科目（専門）については、専門教育科目で開講する教科及び教科の

指導法に関する科目，領域及び保育内容の指導法に関する科目，教育の基礎的理解に関する科目，道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目，大学が独自に設定する科目，特別支援教育に関する科目及び教職関連科目並びに教養教育科目で開講する学部モジュール科目のうち各授業科目区分欄の最低修得単位数を超えて修得した単位並びに保育士関連科目の単位をもって充てるものとする。

別表第 3

専門教育科目の名称及び単位数（略）（履修表 1 ～ 2 1 参照）

別表第 4 取得すべき教員免許状の種類

履修コース	免許状の種類
小学校教育コース	小学校教諭一種免許状
中学校教育コース	中学校教諭一種免許状
幼稚園教育コース	幼稚園教諭一種免許状
特別支援教育コース	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）及び小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）及び中学校教諭一種免許状

長崎大学教育学部における履修等に関する内規

平成16年2月19日教育学部教授会決定
平成23年2月17日教育学部教授会改正
平成26年3月20日教育学部教授会改正
平成31年2月21日教育学部教授会改正

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学教育学部規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学籍票)

第2条 学生は、入学後、所定の学籍票を学務班に提出しなければならない。

(履修コースの変更)

第3条 履修コースの変更を希望する学生は、1月4日から1月末日までの期間内に、所定の様式により学務班へ願い出なければならない。

- 2 前項により変更の願い出があった場合は、その都度、教務委員会が判定委員会を設置するものとする。
- 3 判定委員会は、2月末日までに変更の可否の判定を行うものとし、判定結果は、当該学生に対し、3月上旬までに通知するものとする。
- 4 履修コースの変更は、変更先のコースに欠員がある場合にのみ、願い出ることができる。

(専攻の変更)

第4条 専攻の変更を希望する学生は、1月4日から1月末日までの期間内に、所定の様式により学務班へ願い出なければならない。

- 2 前項により変更の願い出があった場合は、その都度、教務委員会が判定委員会を設置するものとする。
- 3 判定委員会は、2月末日までに変更の可否の判定を行うものとし、判定結果は、当該学生に対し、3月上旬までに通知するものとする。
- 4 専攻の変更は、変更先の専攻に欠員がある場合にのみ、願い出ることができる。

(基礎免許状)

第5条 学校教育教員養成課程特別支援教育コースの学生は、特別支援学校教諭普通免許状取得の基礎となる免許状（以下「基礎免」という。）の選択届を、第1年次の4月の所定の期日までに学務班に提出しなければならない。

- 2 基礎免を変更しようとする学生は、基礎免変更願を第1年次又は第2年次の1月4日から1月末日までに学務班に提出しなければならない。
- 3 前項の願書が提出されたときは、ゼミナール指導教員、関係専攻主任及び教務委員長が協議の上、その取扱いを決定する。

(専門教育科目の学期別配当)

第6条 専門教育科目の学期別配当年次については、履修表の定めるところによる。

(授業科目の内容)

第7条 授業科目の内容は原則として3月上旬までに翌年度のものを告示する。

（授業期間及び授業時限）

第8条 授業期間及び授業時限については、別に定める。

（授業時間割）

第9条 授業科目の時間割は、2月末日までに翌年度の原案を告示する。

- 2 学生は、授業時間割についての希望を専攻又はコース（以下「専攻等」という。）の教務担当教員又は学務班に申し出ることができる。
- 3 前項により申し出があったときは、可能なものを調整した上、3月中旬に告示する。ただし、告示後生じた理由により変更することがある。
- 4 集中して行う授業科目の日程は、原則として次の時期に告示する。

前期分 3月下旬

後期分 9月下旬

（班分け）

第10条 授業の実施上の都合により班分けすることがある。

- 2 前項の班分けについては、別に定める。

（教育実習）

第11条 規程第12条による教育実習を履修する学生は、必ず健康診断を受けなければならない。

- 2 教育実習の履修期間中は、本学部の他の授業科目を受講することができない。
- 3 教育実習に伴う経費（交通費・宿泊費・教材費等）は、実習生の自己負担とする。

（履修手続）

第12条 学生は、次の各号に定める期限までに履修登録手続を行わなければならない。

前期分 4月中旬

後期分 10月中旬

- 2 履修登録手続の時期に休学していた者は、復学願提出の際に履修登録を行うことができる。

（履修登録の訂正等）

第13条 履修登録後における授業科目の追加、訂正又は取消しは、各学期の履修登録手続後、原則として1週間以内に当該授業担当教員に所定の様式により届け出たうえで、履修登録変更手続を行わなければならない。

- 2 第19条の規定による成績修正により、GPAが履修単位上限設定解除を充たす場合には、当該学期の履修追加終了から1週間までに、あらためて履修追加登録を提出することができる。

（履修登録の効力）

第14条 前2条の規定により履修登録をしていない授業科目については、受講して考查を受けた場合であっても単位を与えない。

（履修科目の登録の上限の除外科目）

第15条 規程第13条の2の但し書きにある教育実習等とは、参加観察実習、教育実習（主免及び副免実習）、学校教育実地体験実習、卒業論文、資格認定科目、他の機関との単位互換科目、他大学で認定された科目とする。なお、通年科目は成績評価学期に履修単位を加算する。

（試験）

第16条 規程第14条第2項による試験については、次の各号により行うものとする。

- (1) 試験は、授業担当教員が監督して行う。ただし、都合により他の教員が代行することがある。
- (2) 受験者は、監督教員の指示により着席し、学生証を机上に提示しなければならない。
- (3) 試験開始後20分を超えて遅刻した者は、受験を認めない。
- (4) 答案は、試験開始後20分を経過しなければ提出することができない。
- (5) 不正行為をした者に対しては、その学期の履修登録授業科目すべての単位を与えないものとする。

（追試験及び再考査）

第17条 規程第15条第1項による追試験を願い出た者が受験しなかった場合は、試験を放棄したものとみなし、再度の追試験は行わない。

- 2 卒業期の学生で規程第15条第1項の追試験又は同条第2項の再考査を忌引のため受けられなかった者には、特別に再度の追試験又は再考査を行う。

（成績評価）

第18条 授業担当教員は、試験終了後2週間以内に成績報告を行うものとする。ただし、卒業期の学生については、別に定める。

- 2 履修状況が著しく不良と認められる場合は、保証人に通知することがある。

（成績評価に関する申立て）

第19条 規程第17条第2項による申立てを行おうとする学生は、成績公開日から2週間以内（4年次生後期の成績については2日以内）に所定の様式による申立書を学務班に提出するものとする。

- 2 申立てを受けた授業担当教員は、申立書受理日から1週間以内（4年次生後期の成績については2日以内）に所定の様式による回答書を学務班に提出するものとする。
- 3 教務委員長は、前項の回答書の内容について申立てを行った学生に通知するものとする。
- 4 申立書への回答の通知を受けた学生は、回答内容についての確認書を作成のうえ学務班に提出するものとする。

（卒業論文）

第20条 学生は卒業論文題目届を、第4年次の7月末日までに学務班に提出しなければならない。

- 2 卒業論文題目を変更するときは、卒業論文指導教員の承認を得て、所定の様式による変更届を卒業論文提出締切日の1週間前までに学務班に提出しなければならない。
- 3 実演又は作品をもって卒業論文に代える場合であっても、それらの創创意図や創作過程に関する考察等をまとめたものを提出しなければならない。
- 4 卒業論文は、次の各号に定める期間に学務班へ提出しなければならない。
 - (1) 3月卒業予定者 1月25日から1月31日まで
 - (2) 9月卒業予定者 7月25日から7月31日まで
- 5 卒業論文は、前項の期間以外は受け付けない。

（卒業論文の審査等）

第21条 卒業論文の審査は、指導教員及び当該専攻等の教員全員で行うものとする。

- 2 卒業論文の審査上必要がある場合には、面接を行うことがある。
- 3 卒業論文は、返却しない。

(副免)

第22条 学生が教育職員免許法による必要単位を修得した場合は、当該免許状取得資格を取得することができる。

(欠席届の取扱い)

第23条 次の各号に該当する欠席については、授業担当教員は出席状況の評価の際に不利な取扱いを行わないものとする。

- (1) 忌引による欠席（配偶者及び1親等は7日、2親等は3日並びに3親等は1日の範囲内とする。）
- (2) 感染症関係による欠席
- (3) 就職試験、大学院等の入学試験又は専攻等に関係のある試験受験による欠席
- (4) 災害等真にやむを得ない理由で授業担当教員が承認した欠席
- (5) その他教授会において特に認めた事項による欠席

2 前項に規定する欠席の場合は、学生は所定の欠席届に当該事項を証明する書面を添付しなければならない。

3 第1項に該当しない欠席については、その取扱いを授業担当教員に委ねる。

(海外渡航)

第24条 海外に渡航するときは所定の海外渡航届を、帰学したときは帰学届を、ゼミナール指導教員又は当該専攻等の主任を経て、学務班に提出しなければならない。

(科目等履修生及び研究生)

第25条 科目等履修生又は研究生として入学を希望する者の願書等の提出期限は、次のとおりとする。

前期分 前年度の3月5日（外国人留学生の場合は前年度の1月10日）

後期分 当該年度の9月5日（外国人留学生は当該年度の7月10日）

(科目等履修生の履修単位)

第26条 科目等履修生が1学期に履修することができる単位数は、本学の大学院学生については6単位まで、その他の者については10単位までとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

履修方法の説明

学校教育教員養成課程

- I. 卒業に要する専門教育科目と単位数
- II. 教育実習について
- III. 高等学校教諭（情報）免許の取得方法について
- IV. 保育士資格の取得について
- V. 離島教育プログラムについて

履修方法の説明

学校教育教員養成課程

I. 卒業に要する専門教育科目と単位数

学校教育教員養成課程で開講する授業科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」「特別支援教育に関する科目」、「教職関連科目」、「自由選択科目（専門）」、「ゼミナールに関する科目」、「卒業論文」に大別される。

なお、「教科及び教科の指導法に関する科目」は小学校教科と中学校（高等学校）教科に分かれ、さらに、中学校（高等学校）教科は各免許教科に細分される。

また、幼稚園教育コースには、保育士資格取得のための保育士関連科目が開設されている。

卒業に要する専門教育科目の最低修得単位数は、教育学部規程別表第2のとおりであり、これらを修得すれば下記の免許状等を取得することができる。

履修コース	取 得 免 許 状
小学校教育コース	小学校教諭一種免許状
中学校教育コース	中学校教諭一種免許状
幼稚園教育コース	幼稚園教諭一種免許状
特別支援教育コース	特別支援学校教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状

以下、履修コースごとに専門教育科目の卒業に要する単位の修得方法を示すが、これらは最低修得単位数であるので、充分研究して履修計画を立てることが望ましい。

なお、教育職員免許状取得には専門教育科目の他に「教養教育科目」にも必要な科目があるため、必ず修得すること。必要な科目は次のとおり。

○教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

- (1) 日本国憲法 2単位（自由選択科目）
- (2) 健康科学，スポーツ演習 2単位（健康・スポーツ科学科目）
- (3) 英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ 2単位（外国語科目）
- (4) 情報基礎 2単位（情報科学科目）

○教育の基礎的理解に関する科目（学部モジュール科目（必修科目））（履修表2又は17-1参照）

教職の理解2単位，子ども教育論1単位，特別な教育的ニーズの理解と支援1単位，教育心理学2単位

学部モジュール科目のうち以下の選択科目の単位を修得した場合は、免許状取得上の「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。（履修表18参照）

環境教育2単位，国際理解教育論2単位

1. 小学校教育コース

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数（多文化理解実践専攻以外）

区分		授 業 科 目	単 位	必修・選択	備 考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等教科教育法（１０教科）	20	必修	履修表 1 参照
		小学校教科（１０教科）	11	必修	
	小 計		31		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必修	履修表 2 参照
		*教職の理解	(2)	必修	
		教育社会学	2	必修	
		*子ども教育論	(1)	必修	
		*教育心理学	(2)	必修	
		発達心理学	2	必修	
		*特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)	必修	
		教育課程論	2	必修	
	小 計		8		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必修	履修表 3 参照
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修	
		教育方法・技術論	2	必修	
		生徒指導（「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必修	
		教育相談	2	必修	
	小 計		10		
第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必修	履修表 4 参照
		事前指導（小学校）	1	必修	
		教育実習（小学校）	4	必修	
		事後指導（小学校）	1	必修	
		教職実践演習（小学校）	2	必修	
	小 計		9		
第六欄	大学が独自に設定する科目	学校教育実地体験実習	2	必修	履修表18参照
	小 計		2		
教職関連科目		*専門ゼミナール	(2)	必修	履修表19参照
		*地域社会と教育	(2)	必修	
		人権教育	2	必修	
自由選択科目（専門）		*専攻の特色ある科目	4	選択必修	履修表2. 3. 18参照
		自由選択	10	選択	履修表1～18参照
ゼミナールに関する科目			4	必修	履修表20参照
卒業論文			4	必修	履修表21参照
合 計			84		

注. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

(2) 卒業に要する専門教育科目の単位数(多文化理解実践専攻)

区分		授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等教科教育法(10教科)	20	必修	履修表1参照
		小学校教科(10教科)	11	必修	
	小 計		31		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必修	履修表2参照
		*教職の理解	(2)	必修	
		教育社会学	2	必修	
		*子ども教育論	(1)	必修	
		*教育心理学	(2)	必修	
		発達心理学	2	必修	
		*特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)	必修	
		教育課程論	2	必修	
	小 計		8		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必修	履修表3参照
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修	
		教育方法・技術論	2	必修	
		生徒指導 (「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。)	2	必修	
		教育相談	2	必修	
	小 計		10		
第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必修	履修表4参照
		事前指導(小学校)	1	必修	
		教育実習(小学校)	4	必修	
		事後指導(小学校)	1	必修	
		教職実践演習(小学校)	2	必修	
	小 計		9		
第六欄	大学が独自に設定する科目	学校教育実地体験実習	2	必修	履修表18参照
	小 計		2		
教職関連科目		*専門ゼミナール	(2)	必修	履修表19参照
		*地域社会と教育	(2)	必修	
		人権教育	2	必修	
自由選択科目(専門)		*専攻の特色ある科目	(2) 2	選択必修	履修表2.3.18参照
		自 由 選 択	10	選 択	履修表1~18参照
ゼミナールに関する科目			4	必修	履修表20参照
卒業論文			4	必修	履修表21参照
合 計			82		

注. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

2. 中学校教育コース

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

区分		授 業 科 目	単 位	必修・選択	備 考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	中等教科教育法	8	必修	履修表5～15参照
		中学校教科	20	必修・選択	
	小 計		28		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必修	履修表2参照
		*教職の理解	(2)	必修	
		教育社会学	2	必修	
		*子ども教育論	(1)	必修	
		*教育心理学	(2)	必修	
		発達心理学	2	必修	
		*特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)	必修	
		教育課程論	2	必修	
	小 計		8		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必修	履修表3参照
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修	
		教育方法・技術論	2	必修	
		生徒指導 (「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。)	2	必修	
		教育相談	2	必修	
	小 計		10		
第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必修	履修表4参照
		事前指導(中学校)	1	必修	
		教育実習(中学校)	4	必修	
		事後指導(中学校)	1	必修	
		教職実践演習(中学校・高等学校)	2	必修	
	小 計		9		
第六欄	大学が独自に設定する科目	学校教育実地体験実習	2	必修	履修表18参照
	小 計		2		
教職関連科目		*専門ゼミナール	(2)	必修	履修表19参照
		*地域社会と教育	(2)	必修	
		人権教育	2	必修	
自 由 選 択 科 目 (専 門)			17	選 択	履修表1～18参照
ゼミナールに関する科目			4	必修	履修表20参照
卒 業 論 文			4	必修	履修表21参照
合 計			84		

注. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

3. 幼稚園教育コース

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数

区 分		授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容総論	1	必修	履修表16-1参照
		こどもと人間関係	2	必修	
		こどもと環境	2	必修	
		こどもと言葉	2	必修	
		こどもと健康	2	必修	
		こどもの表現c（総合表現）	2	必修	
		小学校教科（6教科）	9	必修	履修表16-2参照
小 計		20			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必修	履修表16-1参照
		*教職の理解	(2)	必修	
		教育社会学	2	必修	
		*子ども教育論	(1)	必修	
		*教育心理学	(2)	必修	
		発達心理学	2	必修	
		*特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)	必修	
		教育課程論	2	必修	
		幼児保育計画論	2	必修	
	小 計		10		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	保育実践方法論	2	必修	履修表16-1参照
		幼児理解と教育相談	2	必修	
	小 計		4		
第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必修	履修表16-1参照
		事前指導（幼稚園）	1	必修	
		教育実習（幼稚園）	4	必修	
		事後指導（幼稚園）	1	必修	
		保育・教職実践演習（幼稚園）	2	必修	
	小 計		9		
第六欄	大学が独自に設定する科目	学校教育実地体験実習	2	必修	履修表18参照
	小 計		2		
教 職 関 連 科 目		*専門ゼミナール	(2)	必修	履修表19参照
		*地域社会と教育	(2)	必修	
		人権教育	2	必修	
自 由 選 択 科 目（専門）			29	選 択	履修表1～18, A表参照
ゼミナールに関する科目			4	必修	履修表20参照
卒 業 論 文			4	必修	履修表21参照
合 計			84		

注. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

4. 特別支援教育コース

(1) 卒業に要する専門教育科目の単位数（小学校基礎免）

区分		授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	初等教科教育法（１０教科）	20	必 修	履修表１参照
		小学校教科（１０教科）	11	必 修	
	小 計		31		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必 修	履修表２参照
		*教職の理解	(2)	必 修	
		教育社会学	2	必 修	
		*子ども教育論	(1)	必 修	
		*教育心理学	(2)	必 修	
		発達心理学	2	必 修	
		*特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)	必 修	
		教育課程論	2	必 修	
	小 計		8		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必 修	履修表３参照
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必 修	
		教育方法・技術論	2	必 修	
		生徒指導 （「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必 修	
		教育相談	2	必 修	
	小 計		10		
第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必 修	履修表４参照
		事前指導（小学校）	1	必 修	
		教育実習（小学校）	4	必 修	
		事後指導（小学校）	1	必 修	
		教職実践演習（小学校）	2	必 修	
	小 計		9		
第六欄	大学が独自に設定する科目	学校教育実地体験実習	2	必 修	履修表18参照
		特別支援教育演習Ⅰ	2	必 修	
		特別支援教育演習Ⅱ	2	必 修	
	小 計		6		
主 免	特別支援教育	特別支援教育に関する科目	23	必 修	履修表17参照
		事前指導（特別支援学校）	1	必 修	履修表４参照
		教育実習（特別支援学校）	4	必 修	
		事後指導（特別支援学校）	1	必 修	
	小 計		29	0	
教職関連科目		*専門ゼミナール	(2)	必 修	履修表19参照
		*地域社会と教育	(2)	必 修	
		人権教育	2	必 修	
ゼミナールに関する科目			4	必 修	履修表20参照
卒 業 論 文			4	必 修	履修表21参照
合 計			103		

注．＊印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

(2) 卒業に要する専門教育科目の単位数（中学校基礎免）

区分		授 業 科 目	単位	必修・選択	備 考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	中等教科教育法	8	必 修	履修表5～15参照
		中学校教科	20	必修・選択	
	小 計		28		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理論	2	必 修	履修表2参照
		*教職の理解	(2)	必 修	
		教育社会学	2	必 修	
		*子ども教育論	(1)	必 修	
		*教育心理学	(2)	必 修	
		発達心理学	2	必 修	
		*特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)	必 修	
		教育課程論	2	必 修	
	小 計		8		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	必 修	履修表3参照
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必 修	
		教育方法・技術論	2	必 修	
		生徒指導 （「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2	必 修	
		教育相談	2	必 修	
	小 計		10		
第五欄	教育実践に関する科目	参加観察実習	1	必 修	履修表4参照
		事前指導（中学校）	1	必 修	
		教育実習（中学校）	4	必 修	
		事後指導（中学校）	1	必 修	
		教職実践演習（中学校・高等学校）	2	必 修	
	小 計		9		
第六欄	大学が独自に設定する科目	学校教育実地体験実習	2	必 修	履修表18参照
		特別支援教育演習Ⅰ	2	必 修	
		特別支援教育演習Ⅱ	2	必 修	
	小 計		6		
主 免	特別支援教育	特別支援教育に関する科目	23	必 修	履修表17参照
		事前指導（特別支援学校）	1	必 修	履修表4参照
		教育実習（特別支援学校）	4	必 修	
		事後指導（特別支援学校）	1	必 修	
	小 計		29	0	
教職関連科目		*専門ゼミナール	(2)	必 修	履修表19参照
		*地域社会と教育	(2)	必 修	
		人権教育	2	必 修	
ゼミナールに関する科目			4	必 修	履修表20参照
卒 業 論 文			4	必 修	履修表21参照
合 計			100		

注. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

Ⅱ. 教育実習について

本学部の教育実習は、教育実習、学校教育実地体験実習（蓄積型体験学習）及び介護等体験実習の3つから構成されている。これらは互いに密接に関連しており、段階的な履修を想定して各学年に配当されているので、該当年度に実施される教育実習関係の授業は着実に修得することが強く望まれる。教育実習に伴う経費（交通費・宿泊費・教材費等）は、実習生の自己負担とする。

1. 教育実習関係

(1) 参加観察実習

- ① 1年次後期に附属小学校及び附属中学校において、それぞれ2日間の参加観察実習が行われる。これは、教育現場の実態を観察する最初の機会である（詳細についてはオリエンテーションを開催し説明する）。
- ② 2年次に附属特別支援学校において4日間、附属幼稚園において2日間の参加観察実習が行われる（詳細についてはオリエンテーションを開催し説明する）。

上記の①と②の実習を合わせて「参加観察実習」1単位が与えられる。また、②の附属特別支援学校実習は25頁に記載されている介護等体験実習の一部となる。

(2) 事前指導

「参加観察実習」の成果を踏まえて、2年次に学部教員及び附属学校（園）教員により「事前指導」の講義が行われる。これは「教育実習」履修の前提条件となる科目であり、また同時に実習へのオリエンテーションをも含んでいる。

各コースの学生は、次により事前指導を履修しなければならない。

- ① 小学校教育コースの学生は、「事前指導（小学校）」1単位が必修である。
- ② 中学校教育コースの学生は、「事前指導（中学校）」1単位が必修である。
- ③ 幼稚園教育コースの学生は、「事前指導（幼稚園）」1単位が必修である。
- ④ 特別支援教育コースの学生は、「事前指導（特別支援学校）」1単位及び「事前指導（小学校）」1単位（小学校を基礎免とする者）又は、「事前指導（中学校）」1単位（中学校を基礎免とする者）の計2単位が必修である。

(3) 教育実習

卒業要件として課す教育実習（主免実習（特別支援教育コースは主免実習及び基礎免実習））は次のとおり。

- ・ 小学校教育コース 教育実習（小学校）
- ・ 中学校教育コース 教育実習（中学校）
- ・ 幼稚園教育コース 教育実習（幼稚園）
- ・ 特別支援教育コース（小学校基礎免） 教育実習（特別支援学校）及び教育実習（小学校）
- ・ 特別支援教育コース（中学校基礎免） 教育実習（特別支援学校）及び教育実習（中学校）

- ① 「教育実習」を履修するためには、以下の全ての要件を満たしておく必要がある。
 - 教育実習を履修する年度の前年度までに、教養教育科目及び専門教育科目の中から50単位以上を修得していること。
 - 参加観察実習の単位を修得していること。
 - 履修する教育実習に対応した事前指導の単位を修得していること。
- ② 小学校教育コース及び中学校教育コースの主免実習、並びに特別支援教育コースの基礎免実習

については、3年次に附属小学校等又は附属中学校等において4週間（4単位）実施する。

③ 幼稚園教育コースの主免実習については、3年次に附属幼稚園等において4週間（4単位）実施する。

④ 特別支援教育コースの主免実習については、3年次に4週間（4単位）附属特別支援学校等において実施する。

⑤ 卒業要件以外の免許状（副免）取得のための教育実習については、(5)に記す。

(4) 事後指導（以下「事後指導」という。）

① 事後指導は、3年次の後期又は4年次に各コース或いは各教科で開講する。

② 「実習」の単位を修得していない者は、事後指導を履修することができない。

③ 各コースの学生は、次により事後指導を履修しなければならない。

○ 小学校教育コースの学生は、事後指導（小学校）1単位が必修である。

○ 中学校教育コースの学生は、事後指導（中学校）1単位（開講は、各教科ごとに行われる）が必修である。

○ 幼稚園教育コースの学生は、事後指導（幼稚園）1単位が必修である。

○ 特別支援教育コースの学生は、基礎免の区分により次のとおり履修することとなる。

小学校基礎免の者……………事後指導（特別支援学校）1単位及び

事後指導（小学校）1単位

中学校基礎免の者……………事後指導（特別支援学校）1単位及び

事後指導（中学校）1単位

(5) 卒業要件以外の免許状（副免）取得について

卒業要件以外の免許状の取得を希望する者は、その学校種の事前指導、教育実習及び事後指導を履修すること。各教育実習は各附属学校等において、3年次に2週間実施する。（履修表4参照）

※ 日程については、掲示等で通知する。

2. 学校教育実地体験実習（蓄積型体験学習）

学校教育実地体験実習（蓄積型体験学習）（履修表19 教科又は教職に関する科目）は、「教育的体験」で学んだことを積み重ねて、社会の変化に柔軟に対応できる幅広い人材（教員）を養成するために設定された実習である。下記に示す前半の実習と後半の実習から成り立っており、いずれの体験学習においても自ら高めたい課題を定め、実習対象施設との連絡・調整をすることを基本とした「職場体験を意図した」実習である。

<前半の実習>

実 習 区 分	内 容	対象学年
学習支援実習（必修） （40時間）	・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校での長期にわたる学習支援体験 ・ リーダー研修及び野外体験実習を含む	2・3年生

<後半の実習>

実 習 区 分	内 容	対象学年
①学習支援実習（選択必修） （40時間）	幼稚園、小学校、中学校、高等学校での長期にわたる学習支援体験	4年生
②離島・へき地実習（選択必修） （40時間）	離島・へき地の小・中学校での体験的教育実践学習	4年生

③企業実習（選択必修） （４０時間）	民間企業等での多様な業務体験	３・４年生
④その他の実習（選択必修） （４０時間）	その他として開設される実習 ・公民館，自然の家，図書館等での学校外教育活動体験 ・音楽会，展覧会，体育大会，競技会などの企画 ・運営など準備段階からの参加 ・学校，学童保育，NPO法人等の継続的支援 他	３・４年生

◎実習の方法

（１）対象学年：２・３年生（前半の実習）

３・４年生（後半の実習）

（詳細についてはオリエンテーションを開催し説明する。）

（２）期間：通年（土曜日，日曜日を含む）

（３）実習の組み合わせと時間

前半の実習区分は必修，後半の実習区分は１つを選択して，各４０時間，計８０時間の実習を行う。

（４）リーダー研修及び野外体験実習

２年次前期に長崎日吉自然の家と諫早青少年自然の家等においてリーダー研修としての講習や実地体験活動を行う。このリーダー研修を経たのちに，＜前半の実習＞の学習支援実習では，各小・中学校の宿泊体験学習等に参加して，様々な学習支援や児童・生徒の活動を支援する実習を行う。

３．介護等体験実習関係

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」では，卒業までに７日間の介護等体験を有することが，免許状交付の条件とされている。本学部では，附属特別支援学校を中心とした介護等体験実習を実施している。２４頁に掲載されている「１．教育実習関係（１）参加観察実習」中の附属特別支援学校実習（４日間）及び県内の各施設における介護等体験実習（３日間）である。

なお，介護等体験実習は単位化されていないが，免許状申請の際に所定の証明書を添付しなければならないので必ず履修すること。

Ⅲ. 高等学校教諭（情報）免許の取得方法について

高等学校教諭一種免許状（情報）の取得希望者は、履修表 8 より、下記に従い修得すること。

科 目	必要単位数	修 得 方 法
教科及び教科の指導法に関する科目	24 単位	履修表 8 情報教科に関する専門教育科目より必修科目を含め 20 単位以上を修得すること。各教科の指導法に関する科目を 4 単位修得すること。
教育の基礎的理解に関する科目	10 単位	他免許状を取得するため修得した科目の単位を充てる。
道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	8 単位	他免許状を取得するため修得した科目の単位を充てる。
教育実践に関する科目	5 単位	他免許状を取得するため修得した科目の単位を充てる。
大学が独自に設定する科目	12 単位	履修表 8 情報教科に関する専門教育科目の余剰単位（20 単位以外の修得単位）及び他免許状を取得するため修得した科目の単位を充てる。

注：事前指導・教育実習・事後指導については、他免許状取得のための学習をもって充てるが、小学校教育コース，幼稚園教育コース及び特別支援教育コース（小学校基礎免）の学生にあつては、事前指導（中学校），教育実習（中学校）及び事後指導（中学校）の単位が必要になる。

IV. 保育士資格の取得について

1. 名称及び資格

保育士は保育所など児童福祉施設で児童の保育に従事する職員の呼称で、1998年の児童福祉法施行令改正により正式名称となり、2001年の児童福祉法の改正により国家資格となりました。

2. 資格取得上の条件

保育士の資格を取得するためには、児童福祉法施行規則に定められた授業科目を全て修得しなければなりません。また、次に示す二点を同時に満たすことが必要となります。

- (1) 指定保育士養成施設として認められている本学教育学部幼稚園教育コースに所属する学生であること。
- (2) 「保育士資格を取得するために必要な科目」(以下、A表とする)に記載された必修科目及び必修選択科目を取得すること。

3. 保育実習履修上の注意

- (1) A表の中にある保育実習については、保育実習ⅠA(保育所等)および保育実習ⅠB(施設等)を必修とし、それに加えて保育実習Ⅱ(保育所等)または保育実習Ⅲ(施設等)のいずれかを選択して実習を行うことが必要です。
- (2) 保育実習を履修するためには、A表に記載された保育士資格関連科目について、次の二点を満たすことが必要です。
 - ① 2年次までに開講される授業科目のうち、10単位以上を修得済みであること。
 - ② 保育実習Ⅰを行うには、保育実習指導Ⅰを履修していること。同様に、保育実習Ⅱ(またはⅢ)を行うには、保育実習指導Ⅱ(またはⅢ)を履修していること。
- (3) 保育実習ⅠAと保育実習Ⅱについては実施の半年～1年前より各自の希望をもとに実習先選定作業に入ります。
- (4) 保育実習ⅠBと保育実習Ⅲは、泊まり込みでの実施となる場合があります。
- (5) 保育実習関連経費については、別途徴収します。

V. 離島教育プログラムについて

本学部では、長崎県教育委員会との連携に基づき、離島教育の資質を備えた教員の養成を意図して離島教育プログラムを開設する。離島教育推薦枠で入学した学生は、本プログラムによる単位の修得が必要となる。離島教育推薦枠入学者以外でも、希望者は本プログラムを受講することができる。また、修了要件を満たした者には、修了証書を発行する。離島教育推薦枠入学者は「離島教育プログラム（A）修了証書」を、離島教育推薦枠入学者以外の者は「離島教育プログラム（B）修了証書」を発行する。

1. 基本的な考え方

- ・プログラムの目的は、長崎県における離島教育の資質を備えた教員の養成を行うことである。
- ・プログラムの対象は、長崎大学教育学部における離島教育推薦枠での入学者および小学校教育コースの希望者とする。
- ・プログラムの内容構成は、長崎県教育委員会との協議に基づいて行う。
- ・離島教育という語は、多くの離島を抱える長崎県の特异性から、へき地教育や複式教育を含めた総称として用いることとする。

2. プログラムを通しての目標

- ・離島教育（へき地教育や複式教育）に関する知識や概念について、体験を通して習得させることで、長崎県における離島教育に関する視点を獲得させることを目標とする。

3. プログラムの構成と概要

（1）「離島と教育」

①導入的な位置づけの科目である。離島教育について幅広く知識を得るとともに、特にその主たるトピックである複式教育について理解を深めることを目指す。

②開講時期：1 年次，後期

③単位：2 単位（講義科目）

（2）「ICT 教育法」

①本講義の一部では、離島・へき地に多い小規模学級または複式学級における ICT を活用した効果的な授業展開に関する内容を扱い、離島・へき地における ICT 教育法について実践を通じた理解を目指す。

②開講時期：2 年次，後期

③単位：2 単位（講義科目）

（3）「教職と ICT 活用」

①本講義の一部では、離島・へき地に多い小規模校の ICT 環境整備の現状と、その課題を解決するための教員の ICT 活用指導力と校務の情報化に関する内容を扱い、離島・へき地における学校と ICT 活用について理解を深めることを目指す。

②開講時期：3 年次，前期

③単位：2 単位（講義科目）

（4）「教育実習（小学校）」※離島教育推薦枠入学者のみ適用。

①複式学級へ配属し、体験的な理解を目指す。附属小学校において行われる（履修表 4 参照）。

②開講時期：3 年次，前期

③単位：4 単位（実習単位）

(5)「複式教育論」

①「離島と教育」において得た知識を活かし、本講義では実際に授業をデザインし実施できる力の育成を目指す。

②開講時期：4年次，前期

③単位：2単位（講義科目）

(6)「学校教育実地体験実習（蓄積型体験学習）」※離島教育推薦枠入学者のみ適用。

①離島・へき地の小規模校で実際に約一週間過ごすことで、複式学級のみならず、地域と学校のつながりなどを含めた離島教育の実際を体験的に理解することを目指す。この実習は、学校教育実地体験実習（蓄積型体験学習）の後半の実習において、「離島・へき地実習」を必修として選択することを意味している（履修方法の説明における「教育実習について」参照）。

②開講時期：4年次，通年（土曜日，日曜日を含む）

③単位：2単位（実習単位，前半の実習と併せて2単位が成立する）

(7)「離島の学校でのインターンシップ」※離島教育推薦枠入学者のみ適用。

①蓄積型体験学習の「離島・へき地実習」の実習校等に再訪問し研鑽を積むことで、離島・へき地の学校における教育実践力の向上を目指す。このインターンシップは、教員採用試験合格者を対象とし、実施時期は4年次後期の2月～3月である。

②開講時期：4年次，後期

(8)その他

①離島教育推薦枠入学者は、参加観察実習（小学校）では複式学級に配属を行う。

②卒業研究においてもできるだけ離島教育にかかわるテーマを設定し、専門性を高めていくことが望まれる。

4. 離島教育プログラムの履修方法

講義「離島と教育」の最終回にて離島教育プログラム受講登録を行うため、1年次後期に同講義を履修すること。

5. プログラムの修了要件と修了証書

①離島教育推薦枠入学者

修了要件は、「3. プログラムの構成と概要」に記されている（1）～（6）のすべての単位を取得することとする。取得者には、「離島教育プログラム（A）修了証書」を発行する。

②離島教育推薦枠入学者以外の者

修了要件は、「3. プログラムの構成と概要」の（1）～（3）及び（5）のすべての単位を取得することとする。取得者には、「離島教育プログラム（B）修了証書」を発行する。

学校教育教員養成課程の履修表

- 履修表 1 教科及び教科の指導法に関する科目
- 履修表 2 教育の基礎的理解に関する科目
- 履修表 3 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，
教育相談等に関する科目
- 履修表 4 教育実践に関する科目
- 履修表 5 ～ 1 5 中学校・高等学校教科に関する専門教育科目（各教科教育法を含む）
- 履修表 1 6 幼稚園教育コース（教職に関する専門教育科目ほか）
- 履修表 1 7 大学が独自に設定する科目
- 履修表 1 8 教科又は教職に関する専門教育科目
- 履修表 1 9 教職関連科目
- 履修表 2 0 ゼミナールに関する科目
- 履修表 2 1 卒業論文
- A表 保育士資格を取得するために必要な科目
- 【参考資料】 長崎大学ナンバリング・システムについて

記 号 の 説 明

・授 業 科 目 欄

- ・Ⅰ，Ⅱ，Ⅲは，「段階的学習」を要するもので，Ⅰ，Ⅱを履修しないでⅢを履修するのは難しいものである。
- ・a，b及びc並びに1及び2は，単なる区分であり，例えばa，bを履修しなくてもcの履修には差支えないものである。

・単 位 数 欄

- ・数字は単位数を表す。
- ・必修の欄に単位数が記載されている科目は必修科目を表す。
- ・選択の欄に単位数が記載されている科目は選択科目を表す。

・授業形態及び 時間数欄

- ・「コ」「エ」「ジ」は，それぞれ授業形態「コ：講義」「エ：演習」「ジ：実習・実技・実験」を表す。
- ・数字は授業時間数を表す。
(教育実習科目については，実施態様により異なるので表記していない。)

・隔 年 ・ 集 中 欄

- ・「○」は奇数年度（西暦）開講科目を表す。
- ・「◎」は偶数年度（西暦）開講科目を表す。
- ・「集」は集中講義科目を表す。

・対 象 学 年 欄

- ・数字は主対象年次を表す。
- ・前期の欄に年次が記載されている科目は前期開講科目，後期の欄に年次が記載されている科目は後期開講科目を表す。
- ・必修科目及び選択必修科目については，主対象年次以上の学生のみ受講できる。(主対象年次より低い学生は受講できない。)

履修表 1－1 教科及び教科の指導法に関する科目（初等教科教育法）

免許法施行規則に定める科目区分等			授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法			備 考
科 目	各科目に含める ことが必要な事 項	必修		選択	前期			後期	小学校				
									表示	1種	2種		
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語 (書写を含む。)	初等国語科教育	2		㍷30		2a		○	◎印及び◎印のついた科目を全て修得すること。	◎印の教科2科目を含んで6科目以上の教科を修得すること。	
									2b				
		社会	初等社会科教育	2		㍷30			2a	○			
									2b				
		算数	初等算数科教育	2		㍷30		2a		○			
									2b				
		理科	初等理科教育	2		㍷30		1a		○			
									1b				
		生活	初等生活科教育	2		㍷30			1a	○			
									1b				
		音楽	初等音楽科教育	2		㍷30			1a	◎			
								1b					
		図画工作	初等図画工作科教育	2		㍷30			2a	◎			
								2b					
		家庭	初等家庭科教育	2		㍷30			2a	○			
								2b					
		体育	初等体育科教育	2		㍷30			2a	◎			
									2b				
		外国語	初等外国語教育	2		㍷30			3a	○			
	3b												
合 計			20										

履修表1-2 教科及び教科の指導法に関する科目(小学校教科)

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法			備 考	
科 目	免許法施行規則 に定める科目区 分		必修	選択			前期	後期	小学校				
									表示	1種	2種		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国 語 (書写を含む。)	小学校国語科	1		㊦30		2a		◎	○印及び◎印のついた科目を全て修得すること。	◎印の付いた教科5科目を修得すること。	
			小学校書写	1		㊦30		1a		◎			
		社 会	小学校社会科	1		㊦30			3a	○			
									3b				
		算 数	小学校算数科	1		㊦30			2a	◎			
								2b					
		理 科	小学校理科	1		㊦30		2a		○			
								2b					
		生 活	小学校生活科	1		㊦30		1a		○			
								1b					
		音 楽	小学校音楽科	1		㊦30		3a		◎			
									3b				
		図画工作	小学校図画工作科	1		㊦30			3a	◎			
								3b					
		家 庭	小学校家庭科	1		㊦30		3a		○			
								3b					
		体 育	小学校体育科	1		㊦30			2a	○			
									2b				
		外国語	小学校外国語	1		㊦30		3a		○			
								3b					
合 計			11										

注.「小学校理科」は,理科の全領域を巡回し,全領域に合格した場合に1単位が成立する。再履修の場合の履修方法については,別途掲示する。

履修表 2 教育の基礎的理解に関する科目（小学校教育コース・中学校教育コース（基礎免を含む。）共通）

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	備 考
科 目	左記科目に含 める必要事項		必修	選択			前期	後期		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理論	2		㊦30			2		
		☆ 教育哲学		2	㊦30	◎		全	(注2)	子ども理解実践専攻は選択必修
		☆ 教育史		2	㊦30			全	(注2)	子ども理解実践専攻は選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	* 教職の理解	(2)		㊦30		1		(注1)	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2		㊦30		4a			
		教育行政・制度論		2	㊦30			4b		
		教育経営論		2	㊦30		全			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	* 子ども教育論	(1)		㊦15			1	(注1)	
		* 教育心理学	(2)		㊦30		1		(注1)	
		発達心理学	2		㊦30		3			
		☆ 心理学統計法		2	㊦30			3	(注2)	子ども理解実践専攻は選択必修
		☆ 子ども臨床		2	㊦30		2		(注2)	子ども理解実践専攻は選択必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	* 特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)		㊦30			1	(注1)	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		㊦30		3			
合 計			8	12						

注1. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

注2. 子ども理解実践専攻は、☆印を付した授業科目の中から、4単位以上修得すること。

履修表 3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
(小学校教育コース・中学校教育コース(基礎免を含む。))共通)

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	備 考
科 目	左記科目に含 める必要事項		必修	選択			前期	後期		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		≒30		3			
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		≒30			3		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	2		≒30			3		
		ICT教育法		2	≒30			2	(注1)	ICT活用実践専攻は必修
		教職とICT活用		2	≒30		3		(注1)	ICT活用実践専攻は必修
		複式教育論		2	≒30		4		(注1)	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導 （「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の内容を含む。）	2		≒30		4			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		≒30			4		
合 計			10	6						

注1. 本授業科目の単位は、小学校教諭普通免許状以外の免許状取得のための単位とすることはできない。

履修表 4－1 教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	中 隔 年 ・ 集	対象学年		履修方法	備 考
科 目	左記科目に含める必要事項		必修	選択			前期	後期		
教育実践に関する科目	教育実習	参加観察実習	1		ⅰ30		1・2			履修表4－2、 3参照
		事前指導	1		ⅱ30			2		
		教育実習	4		ⅰ30		3			
		事後指導	1		ⅱ30			3		
	教職実践演習	教職実践演習（小学校）	2		ⅰ30			4	（注1）	
		教職実践演習（中学校・高等学校）	2		ⅰ30			4	（注2）	

注1．小学校教育コース及び特別支援教育コース（小学校基礎免）の学生は，本科目を履修すること。

注2．中学校教育コース及び特別支援教育コース（中学校基礎免）の学生は，本科目を履修すること。

注3．他校種の免許(副免)を取得する場合は，主免又は基礎免取得のため履修する教職実践演習で代替することができる。

履修表 4-2 教育実践に関する科目

主免・基礎免（卒業に必要な免許状）

区 分	授業科目名	単位数	学 年	実 習 校	備 考
小学校教育コース （主免） 特別支援教育コース （小学校基礎免）	参加観察実習	1	1・2	1年次： 附属小学校（2日間） 附属中学校（2日間） 2年次： 附属特別支援学校（4日間） 附属幼稚園（2日間）	附属特別支援学校での実習は、「介護等体験実習」の一部となる。
	事前指導	1	2		後期開講
	教育実習	4	3	附属小学校等（4週間）	前期開講
	事後指導	1	3		後期開講
中学校教育コース （主免） 特別支援教育コース （中学校基礎免）	参加観察実習	1	1・2	1年次： 附属小学校（2日間） 附属中学校（2日間） 2年次： 附属特別支援学校（4日間） 附属幼稚園（2日間）	附属特別支援学校での実習は、「介護等体験実習」の一部となる。
	事前指導	1	2		後期開講
	教育実習	4	3	附属中学校等（4週間）	前期開講
	事後指導	1	3		後期開講
幼稚園教育コース （主免）	参加観察実習	1	1・2	1年次： 附属小学校（2日間） 附属中学校（2日間） 2年次： 附属特別支援学校（4日間） 附属幼稚園（2日間）	附属特別支援学校での実習は、「介護等体験実習」の一部となる。
	事前指導	1	2		後期開講
	教育実習	4	3	附属幼稚園等（4週間）	前期開講
	事後指導	1	3		後期開講
特別支援教育コース （主免）	事前指導	1	2		後期開講
	教育実習	4	3	附属特別支援学校等（4週間）	後期開講
	事後指導	1	4		実習終了後に行う。

注．事前指導及び事後指導の授業形態及び時間数は、それぞれ、コ15、コ30とする。

履修表4-3 教育実践に関する科目

副免（卒業要件以外の免許状）

所 属	取 得 免 許 (副 免)	授業科目名	単位数	学 年	実 習 校	備 考
小学校教育コース	中学校教諭	事 前 指 導	1	2	各校種の附属学校等 (高等学校教諭の教育 実習については附属中 学 校 等 で 実 習 を 行 う。)	
	幼稚園教諭	教 育 実 習	2	3		
	特別支援学校教諭	事 後 指 導	1	3・4		
	高等学校教諭					
中学校教育コース	小学校教諭	事 前 指 導 教 育 実 習 事 後 指 導	1	2	教育実習は、各校種の 附属学校等で行うが、 中学校教諭の他教科の 免許及び高等学校教諭 の免許を希望する場合 は実習を必要としない。	
	中学校教諭（他教科）		2	3		
	幼稚園教諭		1	3・4		
	特別支援学校教諭					
幼稚園教育コース	小学校教諭	事 前 指 導	1	2	各校種の附属学校等 (高等学校教諭の教育 実習については附属中 学 校 等 で 実 習 を 行 う。)	
	中学校教諭	教 育 実 習	2	3		
	特別支援学校教諭	事 後 指 導	1	3・4		
	高等学校教諭					
特別支援教育コース	小学校教諭	事 前 指 導	1	2	各校種の附属学校等 (高等学校教諭の教育 実習については附属中 学 校 等 で 実 習 を 行 う。)	
	中学校教諭	教 育 実 習	2	3		
	幼稚園教諭	事 後 指 導	1	3・4		
	高等学校教諭					

注意事項

注1. 詳細については、オリエンテーションを実施し説明する。

注2. 「教育実習」を履修するためには、以下の全ての要件を満たしておく必要がある。

- (1) 教育実習を履修年度の前年度までに教養教育科目及び専門教育科目の中から50単位以上修得していること。
- (2) 参加観察実習の単位を修得していること。
- (3) 履修する実習に対応した「事前指導」の単位を修得していること。

注3. 「教育実習」の単位を修得していない者は、「事後指導」を履修することができない。

注4. 「教育実習」の日程、実施方法等は掲示等により周知する。

履修表 5-1 国語教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	国語学概論(音声言語を含む。)	2		Ⅲ30		1			1単位以上修得			
	国語学演習		1	Ⅱ30		2						
	国文法		2	Ⅲ30			2					
	国語学講読		2	Ⅲ30			3					
	国語表現(文章表現を含む。)	1		Ⅱ30		3						
国文学 (国文学史を含む。)	国文学概論(国文学史を含む。)	2		Ⅲ30			1		1単位以上			
	古典文学講読Ⅰ		2	Ⅲ30		2						
	古典文学講読Ⅱ		2	Ⅲ30		3						
	古典文学演習		1	Ⅱ30			2					
	近代文学概論	2		Ⅲ30		2						
	近代文学講読Ⅰ		2	Ⅲ30			2					
	近代文学講読Ⅱ		2	Ⅲ30			4					
漢文学	漢文学概論	2		Ⅲ30		2			1単位以上修得			
	漢文学講読		2	Ⅲ30		3						
	漢文学演習		1	Ⅱ30			3					
書 道 (書写を中心とする。)	書字論	2		Ⅲ30			1	中免のみ適用	1単位以上修得	/	高等学校免許の教科に関する科目に充てられない。	
	中等書写法		1	Ⅱ30		2						
合 計		11	18						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目11単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目を必ず修得すること。

注3. 高等学校教諭免許状取得希望者は、「書道(書写を中心とする。)」の分野については、教科に関する科目に充てられないので、注意すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の指導法	中等国語科教育Ⅰ	2		≧30		2			8	4	4	
	中等国語科教育Ⅱ	2		≧30		3						
	中等国語科教育Ⅲ(書写)	2		≧30			2	中1種免のみ必修				
	中等国語科教育研究	2		≧30		4		中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等国語科教育Ⅰ」及び「中等国語科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 5-2 書道教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校	
									1種	
書 道 (書写を含 む。)	書字論	2		㇔30			1		1単位以上修得	
	中等書写法	1		㇔30		2				
	高校書道表現Ⅰ (楷書, 創作)	1		㇔30		3				
	高校書道表現Ⅱ (行書, 草書, 仮名)	1		㇔30		3				
	☆ 高校書道表現Ⅲa (隸書, 篆書, 篆刻)		1	㇔30	○		3・4	1科目選択必修		
	☆ 高校書道表現Ⅲb (漢字仮名交じり)		1	㇔30	◎		3・4			
書道史	書道史	2		㇔30	◎		3・4		1単位以上修得	
「書論・鑑賞」	書論・鑑賞	2		㇔30	○		3・4		1単位以上修得	
「国文学, 漢文学」	国文学概論(国文学史を含む。)	2		㇔30			1		1単位以上修得	
	古典文学講読Ⅰ		2	㇔30		2				
	古典文学講読Ⅱ		2	㇔30		3				
	古典文学演習		1	㇔30			2			
	近代文学概論	2		㇔30		2				
	近代文学講読Ⅰ		2	㇔30			2			
	近代文学講読Ⅱ		2	㇔30		4				
	漢文学概論	2		㇔30		2				
	漢文学講読		2	㇔30		3				
	漢文学演習		1	㇔30			3			
合 計		15	14						20	

注1. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は, 必修科目15単位と選択必修科目1単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 「高校書道表現Ⅲa」及び「高校書道表現Ⅲb」については, いずれか1つを選択して修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
						前期	後期		高校	
		必修	選択						1 種	
各教科の 指導法	書道科教育Ⅰ	2		≦30	集中	3			4	
	書道科教育Ⅱ	2		≦30	集中		3			
合 計		4							4	

履修表 6-1 社会教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数		備 考	
		必修	選択			前期	後期		中学校			
									1 種	2 種		
日本史及び外国史	日本史Ⅰ	2		㊦30		2			1 単位以上修得			
	日本史Ⅱ		2	㊦30			2					
	外国史Ⅰ	2		㊦30			1					
	外国史Ⅱ		2	㊦30		2						
	歴史学研究		2	㊦30			3					
地理学（地誌を含む。）	☆人文地理学		2	㊦30			2	人文地理学及び自然地理学から1科目選択必修	1 単位以上修得			
	☆自然地理学		2	㊦30		3						
	地理学研究		2	㊦30		3						
	地誌学Ⅰ	2		㊦30		2						
	地誌学Ⅱ		2	㊦30			4					
「法学学、政治学」	☆法律学Ⅰ		2	㊦30		2		法律学Ⅰ及び政治学Ⅰから1科目選択必修	1 単位以上修得			
	法律学Ⅱ		2	㊦30			3					
	☆政治学Ⅰ		2	㊦30			3					
	政治学Ⅱ		2	㊦30		4						
「社会学、経済学」	☆社会学		2	㊦30	◎		2・3	社会学及び経済学Ⅰから1科目選択必修	1 単位以上修得			
	☆経済学Ⅰ		2	㊦30		3						
	経済学Ⅱ		2	㊦30			3					
	経済学研究		2	㊦30		4						
「哲学、倫理学、宗教学」	☆哲学		2	㊦30			2	哲学及び倫理学から1科目選択必修	1 単位以上修得			
	☆倫理学		2	㊦30		2						
	哲学・倫理学研究		2	㊦30		4						
		6	36						20	10		

注 1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目 6 単位及び選択必修科目 8 単位を含め 20 単位以上修得すること。

注 2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目 6 単位及び選択必修科目 8 単位を修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数		備 考
									中学校		
		必修	選択			1 種	2 種				
各教科の指導法	中等社会科教育Ⅰ	2		㊦30			2		8	4	
	中等社会科教育Ⅱ	2		㊦30		3					
	社会科指導法 (地理・歴史分野)	2		㊦30		3		中1種免のみ必修			
	社会科指導法 (公民分野)	2		㊦30			3	中1種免のみ必修			
合 計		8							8	4	

注. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、「中等社会科教育Ⅰ」及び「中等社会科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 6-2 地理歴史教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（地理歴史）	
									1 種	
日本史	日本史Ⅰ	2		≦30		2			1 単位以上修得	
	日本史Ⅱ	2		≦30			2			
	歴史学研究		2	≦30			3			
外国史	外国史Ⅰ	2		≦30			1		1 単位以上修得	
	外国史Ⅱ	2		≦30		2				
人文地理学 及び自然地理学	人文地理学	2		≦30			2		1 単位以上修得	
	自然地理学	2		≦30		3				
	地理学研究		2	≦30		3				
地 誌	地誌学Ⅰ	2		≦30		2			1 単位以上修得	
	地誌学Ⅱ		2	≦30			4			
合 計		14	6						20	

注．高等学校教諭一種免許状（地理歴史）取得希望者は、必修科目 14 単位を含め 20 単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・ 集中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（地理歴史）	
									1 種	
各教科の 指導法	地理歴史科教育	2		30			3		4	
	社会科指導法 （地理・歴史分野）	2		30		3				
合 計		4							4	

履修表 6-3 公民教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（公民）	
									1 種	
「法 律 学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	法律学Ⅰ	2		㊦30		2			1 単位以上修得	
	法律学Ⅱ		2	㊦30			3			
	政治学Ⅰ	2		㊦30			3			
	政治学Ⅱ		2	㊦30		4				
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	社会学	2		㊦30	◎		2・3		1 単位以上修得	
	経済学Ⅰ	2		㊦30		3				
	経済学Ⅱ		2	㊦30			3			
	経済学研究		2	㊦30		4				
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	哲学	2		㊦30			2		1 単位以上修得	
	倫理学	2		㊦30		2				
	哲学・倫理学研究		2	㊦30		4				
合 計		12	10						20	

注. 高等学校教諭一種免許状 (公民) 取得希望者は, 必修科目 1 2 単位を含め 2 0 単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校 (公民)	
									1 種	
各教科の 指導法	公民科教育	2		㊦30		4			4	
	社会科指導法 (公民分野)	2		㊦30			3			
合 計		4							4	

履修表 7 数学教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
代数学	線形代数学Ⅰ	2		≦30		1			1単位以上修得			
	線形代数学Ⅱ		2	≦30			1					
	代数学Ⅰ		2	≦30		2						
	代数学Ⅱ		2	≦30		3						
	代数学演習		2	≦30			2					
幾何学	解析幾何学Ⅰ	2		≦30			1		1単位以上修得			
	解析幾何学Ⅱ		2	≦30			2					
	幾何学Ⅰ		2	≦30		2						
	幾何学Ⅱ		2	≦30		3						
	幾何学演習		2	≦30			3					
解析学	微分積分学Ⅰ	2		≦30		1			1単位以上修得			
	微分積分学Ⅱ		2	≦30			1					
	微分積分学Ⅲ		2	≦30		2						
	複素関数論		2	≦30			3					
	微分方程式論		2	≦30		3						
	微分積分学演習		2	≦30			2					
「確率論， 統計学」	確率論	2		≦30		3			1単位以上修得			
	統計学		2	≦30			3					
コンピュータ	コンピュータとアルゴリズム	2		≦30			1		1単位以上修得			
合 計		10	28						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目10単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目10単位を修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
各教科の 指導法	中等数学科教育Ⅰ	2		ㇿ30			2		8	4	4	
	中等数学科教育Ⅱ	2		ㇿ30		3						
	数学教材研究 a	2		ㇿ30			2	中 1 種免のみ必修				
	数学教材研究 b	2		ㇿ30		3		中 1 種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等数学科教育Ⅰ」及び「中等数学科教育Ⅱ」を修得す

履修表 8 情報教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（情報）	
									1 種	
情報社会及び情報倫理	社会と情報	2		Ⅱ30			4		1単位以上修得	
コンピュータ及び 情報処理(実習を含む。)	情報科学概論 （実習を含む。）	2		Ⅱ30		2			1単位以上修得	
	計算機科学		2	Ⅱ30			2			
	プログラミング		2	Ⅱ30			3			
情 報 シ ス テ ム (実習を含む)	情報システム概論 （実習を含む。）	2		Ⅱ30		3			1単位以上修得	
	データベース概論		2	Ⅱ30		4				
情報通信ネット ワーク(実習を含む)	ネットワーク概論Ⅰ （実習を含む。）	2		Ⅱ30		3			1単位以上修得	
	ネットワーク概論Ⅱ		2	Ⅱ30			3			
	インターネット活用		2	Ⅱ30		4				
マ ル チ メ ディア表現 及び技術(実習を含む)	マルチメディア情報処理 （実習を含む。）	2		Ⅱ30		4			1単位以上修得	
	マルチメディア活用		2	Ⅱ30		4				
情報と職業	職業と情報	2		Ⅱ30			4		1単位以上修得	
合 計		12	12						20	

注 高等学校教諭一種免許状(情報)取得希望者は、必修科目12単位を含め20単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数	備 考
		必修	選択			前期	後期		高校（情報）	
									1 種	
各教科の 指導法	情報科教育Ⅰ	2		Ⅱ30		3			4	
	情報科教育Ⅱ	2		Ⅱ30			3			
合 計		4							4	

履修表 9 理科教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
物 理 学	物理学概論	2		Ⅲ30		1			1単位以上修得		「物理学実験(コンピュータ活用を含む)」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む)」、「化学実験(コンピュータ活用を含む)」、「地学実験(コンピュータ活用を含む)」から1単位以上修得	
	電磁気学		2	Ⅲ30	◎		2・3					
	力学とエネルギー		2	Ⅲ30	○	2・3						
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験Ⅰ	1		Ⅳ45			2		1単位以上 修得			
	物理学実験Ⅱ		1	Ⅳ45		3						
化 学	化学概論	2		Ⅲ30		1			1単位以上修得			
	有機化学		2	Ⅲ30	◎	2・3						
	無機化学		2	Ⅲ30	○		2・3					
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験Ⅰ	1		Ⅳ45			2		1単位以上 修得			
	化学実験Ⅱ		1	Ⅳ45		3						
生 物 学	生物学概論	2		Ⅲ30			1		1単位以上修得			
	動物学		2	Ⅲ30	○		2・3					
	植物学		2	Ⅲ30	◎	2・3						
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験Ⅰ	1		Ⅳ45		2			1単位以上 修得			
	生物学実験Ⅱ		1	Ⅳ45			3					
	野外生物実習		1	Ⅳ30	集	3						
地 学	地学概論	2		Ⅲ30			1		1単位以上修得			
	天文学		2	Ⅲ30	◎		2・3					
	地質学		2	Ⅲ30	○	2・3						
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地学実験Ⅰ	1		Ⅳ45		2			1単位以上 修得			
	地学実験Ⅱ		1	Ⅳ45			3					
	野外地質実習		1	Ⅳ30	集	3						
合 計		12	22						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目12単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目を必ず修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
各教科の 指導法	中等理科教育Ⅰ	2		30		2			8	4	4	
	中等理科教育Ⅱ	2		30			2					
	中等理科教育 a	2		30		3		中 1 種免のみ必修				
	中等理科教育 b	2		30			3	中 1 種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等理科教育Ⅰ」及び「中等理科教育Ⅱ」を修得すること

履修表 10 音楽教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
									中学校		高校	
		必修	選択			1 種	2 種		1 種			
ソルフェージュ	ソルフェージュ	1		Ⅾ30		1			1単位以上修得			
声 楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	声楽	1		Ⅾ30			2		1単位以上修得			
	歌唱表現法Ⅰ		1	Ⅾ30		3						
	歌唱表現法Ⅱ		1	Ⅾ30			3					
	合唱	1		Ⅾ30		2						
器 楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	アンサンブル・伴奏法Ⅰ	1		Ⅾ30		2			1単位以上修得			
	アンサンブル・伴奏法Ⅱ		1	Ⅾ30			2					
	ピアノ表現法Ⅰ		1	Ⅾ30		1						
	ピアノ表現法Ⅱ		1	Ⅾ30			1					
	器楽表現法 a		1	Ⅾ30		2						
	器楽表現法 b		1	Ⅾ30			2					
	器楽表現法 c		1	Ⅾ30		3						
	器楽表現法 d		1	Ⅾ30			3					
	☆合奏 a		1	Ⅾ30	◎		2・3	合奏 a 及び合奏 b から 1科目選択必修				
	☆合奏 b		1	Ⅾ30	○		2・3					
	伝統音楽表現法	1		Ⅾ30			3					
	公開演奏実践		1	Ⅾ30		3						
指 揮 法	指揮法	2		Ⅾ30		3			1単位以上修得			
音楽理論、作曲法（編曲法を含む）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論	2		Ⅾ30		1			1単位以上修得			
	和声学		2	Ⅾ30		2						
	作曲・編曲法	2		Ⅾ30			2					
	音楽史	2		Ⅾ30		2						
合 計		13	14						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目13単位及び選択必修科目1単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目13単位及び選択必修科目1単位を修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
									中学校		高校	
		必修	選択			前期	後期		1 種	2 種	1 種	
各教科の指導法	中等音楽科教育Ⅰ	2		ⅱ30		2			8	4	4	
	中等音楽科教育Ⅱ	2		ⅱ30			2					
	音楽鑑賞教材研究 a	2		ⅱ30	◎	2・3		中1種免のみ必修				
	音楽鑑賞教材研究 b	2		ⅱ30	○		2・3	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等音楽科教育Ⅰ」及び「中等音楽科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 1 1 美術教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考	
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校		
									1 種	2 種	1 種		
絵 画 (映像メディア表現を含む。)	絵画基礎	2		㇔30			1		1単位以上修得				
	絵画 a		2	㇔30	○		2・3						
	絵画 b		2	㇔30	◎	2・3							
彫 刻	彫刻基礎	2		㇔30			1		1単位以上修得				
	彫刻 a		2	㇔30	○	2・3							
	彫刻 b		2	㇔30	◎		2・3						
デザイン (映像メディア表現を含む。)	デザイン基礎	2		㇔30		2			1単位以上修得				
	デザイン a		2	㇔30	○		2・3						
	デザイン b		2	㇔30	◎		2・3						
工 芸	工芸基礎	2		㇔30		2		} 中免のみ適用	1単位以上 修得	/ 高等学校免許の 教科の 科目には充て られない。			
	工芸 a		2	㇔30	○		2・3						
	工芸 b		2	㇔30	◎		2・3						
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	美術理論	2		㇔30		3			1単位以上修得				
	美術史	2		㇔30			1						
	造形芸術論		2	㇔30	◎		2・3						
合 計		12	18						20	10	20		

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目12単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目12単位を修得すること。

注3. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「工芸」分野以外の科目から必修科目を含め20単位以上修得すること。

(「工芸」の分野の科目は、教科に関する科目に充てられないので注意すること。)

注4. 卒業論文を美術で履修する場合、原則として3年次に美術で開講されているゼミナールⅠとゼミナールⅡを同一分野で連続して履修すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
									中学校		高校	
		必修	選択			前期	後期		1 種	2 種	1 種	
各教科の 指導法	中等美術科教育Ⅰ	2		㇔30		1			8	4	4	
	中等美術科教育Ⅱ	2		㇔30			2					
	中等美術科教育 a	2		㇔30	○	2・3		中1種免のみ必修				
	中等美術科教育 b	2		㇔30	◎	2・3		中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等美術科教育Ⅰ」及び「中等美術科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 1 2 保健体育教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
									中学校		高校	
		必修	選択			1 種	2 種		1 種			
							前期		後期			
体育実技	陸上競技	1		ｼ'30		2			1単位以上修得			
	体づくり運動	1		ｼ'30		1						
	器械運動	1		ｼ'30			1					
	バレーボール		1	ｼ'30			2					
	バスケットボール		1	ｼ'30	○	3・4						
	サッカー		1	ｼ'30		3						
	ラグビー		1	ｼ'30	◎		3・4					
	☆柔道		1	ｼ'30	○	2・3		1科目選択必修				
	☆剣道		1	ｼ'30	◎		2・3					
	水泳	1		ｼ'30	集	2						
	舞踊	1		ｼ'30			3					
	野外運動		1	ｼ'30	集		3					
「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	2		ｺ30			2		1単位以上修得			
	体育心理学	2		ｺ30		3						
	体育社会学		2	ｺ30	◎	3・4						
	体育史		2	ｺ30	○	3・4						
	運動学(運動方法学を含む。)	2		ｺ30			1					
学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	2		ｺ30		1			1単位以上修得			
衛生学及び公衆衛生学	衛生学及び公衆衛生学	2		ｺ30			2		1単位以上修得			
生理学(運動生理学を含む。)	生理学(運動生理学を含む。)	2		ｺ30		1			1単位以上修得			
合 計		17	11						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目17単位及び選択必修科目1単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目17単位及び選択必修科目1単位を修得すること。

注3. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「柔道」及び「剣道」の2科目を修得することが望ましい。

注4. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「体育社会学」及び「体育史」を修得することが望ましい。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
									中学校		高校	
		必修	選択			前期	後期		1 種	2 種	1 種	
各教科の指導法	中等保健体育科教育Ⅰ	2		ｺ30		2			8	4	4	
	中等保健体育科教育Ⅱ	2		ｺ30			2					
	中等保健体育科教育Ⅲ	2		ｺ30		3		中1種免のみ必修				
	中等保健体育科教育Ⅳ	2		ｺ30			3	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等保健体育科教育Ⅰ」及び「中等保健体育科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 13 技術・工業教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
木材加工（製図及び実習を含む。）	材料の加工Ⅰa		2	≒30			2		1単位以上修得		1単位以上修得	
	材料の科学a(木質材料)	1		≒15		2						
	材料加工実験実習a (木材加工, 製図を含む。)	1		ｼ'30		3						
金属加工（製図及び実習を含む。）	材料の加工Ⅰb		2	≒30			3		1単位以上修得			
	材料の科学b(金属材料)	1		≒15		2						
	材料加工実験実習b (金属加工, 製図を含む。)	1		ｼ'30			3					
機械（実習を含む。）	機械工学概論Ⅰ		2	≒30		1			1単位以上修得			
	機械工学概論Ⅱ		2	≒30		2						
	エネルギー工学概論	2		≒30			2					
	機械工学実験実習	1		ｼ'30		2						
電気（実習を含む。）	電気電子工学概論Ⅰ		2	≒30			2		1単位以上修得			
	電気電子工学概論Ⅱ		2	≒30		3						
	電気工学実験実習	1		ｼ'30			3					
	計測工学概論	2		≒30		1						
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報科学概論		2	≒30			1		1単位以上修得			
	マルチメディアとネットワーク		2	≒30		3						
	情報処理実習	1		ｼ'30			2					
栽培（実習を含む。）	生物育成学概論		2	≒30		2		中免のみ適用	1単位以上修得		高等学校免許の教科の科目には充てられない。	
	栽培学実験実習	1		ｼ'30		3		中免のみ適用				
	生物育成技術	2		≒30			3	中免のみ適用				
職業指導	職業指導		2	≒30		4		高免のみ適用	1単位以上修得		中学校免許の教科の科目には充てられない。	
合 計		14	20						20	10	20	

- 注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は, 必修科目14単位を含め20単位以上修得すること。(職業指導は, 中学校教諭一種・二種免許状取得に充てることができないので注意すること。)
- 注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は, 必修科目14単位を修得すること。
- 注3. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は, 「栽培学実験実習」及び「生物育成技術」を除く必修科目11単位及び「職業指導」2単位を含み「生物育成学概論」2単位を除く20単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の指導法	技術科教育論a	2		ㇿ30			2		8	4	/	
	技術科教育論b	2		ㇿ30		3						
	技術科教材研究a	2		ㇿ30			2	中1種免のみ必修				
	技術科教材研究b	2		ㇿ30		3		中1種免のみ必修				
	工業科教育		2	ㇿ30		4		高1種免のみ必修	/	/	4	
	工業科教材論		2	ㇿ30			4	高1種免のみ必修				
合 計		8	4						8	4	4	

注1. 中学校教諭免許状一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、「技術科教育論a」及び「技術科教育論b」を修得すること。

注3. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「工業科教育」及び「工業科教材論」を修得すること。

履修表 1 4 家庭教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2		㇔30			1		1単位以上修得			
	生活経済学		2	㇔30		2						
	家族論		2	㇔30			2					
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学	2		㇔30		1			1単位以上修得			
	被服環境学		2	㇔30			3					
	被服学実験		1	ｼ'45			2					
	被服制作実習Ⅰ	1		ｼ'30		2						
	被服制作実習Ⅱ		1	ｼ'30			2					
食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学(栄養学及び食品学を含む。)	2		㇔30		1			1単位以上修得			
	栄養機能学		2	㇔30		3						
	食品衛生・加工学		2	㇔30			2					
	食物学実験		1	ｼ'45		3						
	調理学	2		㇔30		2						
	調理実習Ⅰ	1		ｼ'30		2						
	調理実習Ⅱ		1	ｼ'30			2					
住 居 学	住居学	2		㇔30			1		1単位以上修得	1 単位以上修得 (製図を含む。)		
	住環境論		2	㇔30		2						
	☆住空間デザイン演習 ●(製図を含む。)		1	㇔30			2	高免のみ必修				
保育学(実習を含む。)	保育学Ⅰ(実習を含む。)	2		㇔30			1		1単位以上修得	1 看(実習を含む。) 単位の習い込み及び修得。家庭		
	保育学Ⅱ		2	㇔30			2					
	小児臨床		1	㇔30			3					
	☆家庭看護		2	㇔30		3		高免のみ必修				
家庭電気・機械及び情報処理	☆家庭電気・機械		1	㇔15		3		高免のみ必修	/	/	1単位以上修得	中学校免許の教科の科目には充てられない。
	☆生活情報処理実習		1	ｼ'30			2	高免のみ必修				
合 計		14	24						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目14単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目14単位を修得すること。

注3. 中学校教諭免許状取得希望者は、「家庭電気・機械」及び「生活情報処理実習」は教科に関する科目に充てられないので注意すること。

注4. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目に加え、☆を付した科目(5単位)を含め20単位以上修得すること。

教科教育法

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態及び時間数	隔年・集中	対象学年		履修方法	免許法上の必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1 種	2 種	1 種	
各教科の指導法	中等家庭科教育Ⅰ	2		ㇿ30		2			8	4	4	
	中等家庭科教育Ⅱ	2		ㇿ30			2					
	家庭科教材研究a	2		ㇿ30		3		中1種免のみ必修				
	家庭科教材研究b	2		ㇿ30			3	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等家庭科教育Ⅰ」及び「中等家庭科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 15 英語教科に関する専門教育科目

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
英語学	英語音声学Ⅰ	1		±30		1			1単位以上修得			
	英語音声学Ⅱ		1	±30			1					
	英語演習Ⅰ	1		±30		1						
	英語演習Ⅱ		1	±30			1					
	英文法演習Ⅰ	1		±30		2						
	英文法演習Ⅱ		1	±30			2					
	英語史概論	2		±30		3						
	英語学Ⅰ		2	±30		3						
	英語学Ⅱ		2	±30			3					
英米文学	英語文学史	2		±30		2			1単位以上修得			
	英語文学演習Ⅰ		1	±30		3						
	英語文学演習Ⅱ		1	±30			3					
	英語文学概論		2	±30			2					
英語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1		±30		2			1単位以上修得			
	英会話Ⅱ	1		±30			2					
	英会話Ⅲ	1		±30		3						
	英会話Ⅳ	1		±30			3					
	英作文Ⅰ	1		±30		2						
	英作文Ⅱ		1	±30			2					
異文化理解	異文化理解研究Ⅰ	2		±30		3			1単位以上修得			
	異文化理解研究Ⅱ		2	±30			3					
	EIL演習		1	±30		4						
合 計		14	15						20	10	20	

注1. 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目14単位を含め20単位以上修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状取得希望者は、必修科目14単位を修得すること。

教科教育法

免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔 年 ・ 集 中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数			備 考
		必修	選択			前期	後期		中学校		高校	
									1種	2種	1種	
各教科の 指導法	中等英語科教育Ⅰ	2		≦30		3			8	4	4	
	中等英語科教育Ⅱ	2		≦30			3					
	英語科教育入門Ⅰ	2		≦30		2		中1種免のみ必修				
	英語科教育入門Ⅱ	2		≦30			2	中1種免のみ必修				
合 計		8							8	4	4	

注1. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、必修科目8単位を修得すること。

注2. 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中等英語科教育Ⅰ」及び「中等英語科教育Ⅱ」を修得すること。

履修表 16-1 教職に関する専門教育科目（幼児教育関係）

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		履修方法		備 考
科目	左記科目に含める 必要事項 ●		必修	選択			前期	後期	幼1	幼2	
指導法及び保育内容の科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論	1		エ15		2		1	8以上 (注1)	
		こどもと健康	2		エ30			3	2		
		こどもと人間関係	2		エ30		3		2		
		こどもと環境	2		エ30			2	2		
		こどもと言葉	2		エ30			2	2		
		こどもの表現c(総合表現)	2		エ30			2	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理論	2		コ30			2	2	2	
		教育史		2	コ30			全			
		教育哲学		2	コ30	◎		全			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	*教職の理解	(2)		コ30		1		(2)	(2)	(注2)
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		コ30		4a	4b	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	*子ども教育論	(1)		コ15			1	(1)	(1)	(注2)
		*教育心理学	(2)		コ30		1		(2)	(2)	(注2)
		発達心理学	2		コ30		3		2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	*特別な教育的ニーズの理解と支援	(1)		コ15			1	(1)	(1)	(注2)
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		コ30		3		2	2	
		幼児保育計画論	2		コ30		3		2	2	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育実践方法論	2		コ30			3	2	2	
		プロジェクト総合演習Ⅰ		1	エ15		3				
		プロジェクト総合演習Ⅱ		1	エ15			3			
		保育の記録・分析Ⅰ		1	エ15		3				
		保育の記録・分析Ⅱ		1	エ15			3			
	幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	幼児理解と教育相談	2		コ30			3	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		履修方法		備 考
科目	左記科目に含める 必要事項 ●		必修	選択			前期	後期	幼1	幼2	
教育実践に関する科目	教育実習	参加観察実習	1		—			1	1	1	
		事前指導(幼稚園)	1		—			2	1	1	
		教育実習(幼稚園)	4		—		3		4(2)	2	主実習は4単位 副実習は2単位
		事後指導(幼稚園)	1		—			3	1	1	
	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		エ30			4	2	2	(注3)
合 計			34	8					34 (32)	29	

注1. 幼稚園教育コース以外の学生が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合は、表示している履修方法により修得すること。

注2. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

注3. 幼稚園教育コース以外の学生が幼稚園教諭の免許を取得する場合は、所属コースで履修する教職実践演習で代替することができる。

履修表16-2 幼稚園教諭免許状を取得するために必要な小学校教科に関する専門教育科目

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		履修方法		備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択			前期	後期	幼1	幼2	
領域に関する専門的事項	国語	☆小学校国語科	1		エ30		2a	2b	1	(注1)	
	算数	☆小学校算数科	1		エ30		2b	2a	1		
	生活	☆小学校生活科	1		エ30		1a 1b		1		
	音楽	☆小学校音楽科	1		エ30		3a	3b	1		
		こどもの表現a(音楽表現)	1		エ30	集	2		1		
	図画工作	☆小学校図画工作科	1		エ30		3b	3a	1		
		こどもの表現b(造形表現)	1		エ30		2		1		
	体育	☆小学校体育科	1		エ30			2a 2b	1		
		こどもと身体づくり	1		エ30	○	2・3		1		
合 計			9	0					9	4	

注1. 幼稚園教育コース以外の学生が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合は、☆印を付した科目の中から4科目以上を含め4単位以上を修得すること。

履修表17 特別支援教育に関する専門教育科目(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

免許法施行規則に定める科目区分			授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年・ 集中	対象学年		履修方法	免許法上の 必要単位数		中心となる領域 (含む領域)		
				必修	選択			前期	後期		特別支援学校				
											1種	2種			
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	2		≦30			1		2	2			
			障害児教育史		2	≦30		2							
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児の心理Ⅰ		2	≦30		2		1種免許状取得希望者は、障害児の心理Ⅰ及び障害児の生理・病理Ⅰは、必修 2種免許取得希望者は、4科目のうち1科目選択必修	各1	各1	8	知的障害者 (視覚障害者) (聴覚障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
			障害児の心理Ⅱ		2	≦30		2						知的障害者	
			障害児の生理・病理Ⅰ	2	≦30		2		知的障害者 (視覚障害者) (聴覚障害者) (肢体不自由者) (病弱者)						
			障害児の生理・病理Ⅱ	2	≦30		2		知的障害者						
			肢体不自由児の心理・生理・病理	1	≦15		3		免許状取得希望者は、2科目必修					16	肢体不自由者
			病弱児の心理・生理・病理	1	≦15		3								
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育課程論	2	≦30		2		1種免許状取得希望者は、6科目必修 2種免許状取得希望者は、各領域の2科目のうち1科目選択必修	各2	各1	知的障害者 (肢体不自由者) (病弱者)			
			肢体不自由児教育課程論	1	≦15		3					肢体不自由者			
			病弱児教育課程論	1	≦15		3					病弱者			
			知的障害児指導法	2	≦30		3					知的障害者			
			肢体不自由児指導法	2	≦30		3					肢体不自由者			
			病弱児指導法	2	≦30		3					病弱者			
第三欄	教免許状に定められ領域に属することとなる科目 特別支援	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児教育総論	1	≦15		2・3		免許状取得希望者は、「視覚障害児教育総論」「聴覚障害児教育総論」「重複障害児教育総論」「発達障害児教育総論Ⅰ」必修	5	3	視覚障害者			
			聴覚障害児教育総論	1	≦15		2・3					聴覚障害者			
			重複障害児教育総論	1	≦15		2・3					重複・LD等領域			
			発達障害児教育総論Ⅰ	2	≦30		2					重複・LD等領域			
			発達障害児教育総論Ⅱ	2	≦30		3					重複・LD等領域			
合 計			2	29						23	13				

- 注1. 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)取得希望者は、必修科目2単位及び履修方法欄に定める科目を含め23単位以上を修得すること。
- 注2. 特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合は、第二欄について免許を取得しようとする領域ごとに4単位(心理等に関する科目1単位以上、教育課程等に関する科目2単位以上を含む。)以上を修得すること。
- 注3. 特別支援学校教諭二種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)取得希望者は、必修科目2単位及び履修方法欄に定める科目を含め15単位以上を修得すること。
- 注4. 特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合は、第二欄について免許を取得しようとする領域ごとに2単位(心理等に関する科目1単位以上、教育課程等に関する科目1単位以上を含む。)以上を修得すること。

履修表 18 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	集 隔 年 ・ 中	対象学年		履修方法	備 考
		必修	選択			前期	後期		
大学が独自に設定する科目	学校教育実地体験実習	2		—		2・3・4			
	*環境教育		(2)	±30			2	(注2)	
	*国際理解教育論		(2)	±30		2		(注2)	小学校教育 コース多文化 理解実践専攻 は必修
	国際理解教育演習		2	±30	集		全		
	離島と教育		2	±30			1		
	初等授業観察研究		2	±30		2		(注1)	小学校教育 コース教科授 業実践専攻は 必修
	初等学習材集中研究		2	±30	集	3		(注1)	
	特別支援教育演習Ⅰ		2	±30			3	特別支援教育 コースの学生 は必修	特別支援教育 コースの学生 のみ履修可能
	特別支援教育演習Ⅱ		2	±30		4		特別支援教育 コースの学生 は必修	特別支援教育 コースの学生 のみ履修可能
合 計		2	12						

注1. 本授業科目の単位は、小学校教諭普通免許状以外の免許状取得のための単位とすることはできない。

注2. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。なお、学部モジュール科目の最低修得単位数を超えて修得した単位については、専門教育科目の自由選択科目（専門）の単位に算入することができる。

履修表 19 教職関連科目（共通）

授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	集 隔 年 ・ 中	対象学年		履修方法	備 考
	必修	選択			前期	後期		
*地域社会と教育	(2)		±30			1		
*専 門 ゼ ミ ナ ー ル	(2)		±30			1		
人 権 教 育	2		±30			3		
合 計	2	0						

注. *印を付した授業科目は、教養教育の学部モジュール科目として履修する授業科目を示す。

履修表 20 ゼミナールに関する科目（共通）

授 業 科 目	単位数		授業形態 及び 時間数	集 隔 年 ・ 中	対象学年		履修方法	備 考
	必修	選択			前期	後期		
ゼ ミ ナ ー ル Ⅰ	2		±30		3			
ゼ ミ ナ ー ル Ⅱ	2		±30			3		

履修表 2 1 卒業論文（共通）

授 業 科 目		単位数		授業形態 及び 時間数	集 中 隔 年 ・	対象学年		履修方法	備 考
		必修	選択			前期	後期		
卒業論文	ゼ ミ ナ ー ル	4		E60		4			
	卒 業 研 究								

注. 卒業論文 4 単位は、4 年次の前期及び後期の 2 学期にわたって同一教員のゼミナールを履修し、かつ卒業論文の審査に合格した場合に与えられる。

A表 保育士資格を取得するために必要な科目

区 分			授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		備 考
系列	教科目	必修		選択	前期			後期		
告示による 教科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	☆ 初年次セミナー	1		—				
			☆ 長崎地域学	1		—				
			☆ 情報基礎	2		—				
			☆ 日本国憲法	2		—				
		外国語	☆ 英語コミュニケーションⅠ	1		—				
			☆ 英語コミュニケーションⅡ	1		—				
			☆ 英語コミュニケーションⅢ	1		—				
			☆ 総合英語Ⅰ	1		—				
			☆ 総合英語Ⅱ	1		—				
			☆ 総合英語Ⅲ	1		—				
			☆ ドイツ語Ⅰ		1	—				ドイツ語、フランス語、中国語 又は韓国語のい ずれか1つの言 語を選択必修
			☆ ドイツ語Ⅱ		1	—				
			☆ フランス語Ⅰ		1	—				
			☆ フランス語Ⅱ		1	—				
			☆ 中国語Ⅰ		1	—				
			☆ 中国語Ⅱ		1	—				
			☆ 韓国語Ⅰ		1	—				
			☆ 韓国語Ⅱ		1	—				
		体育	☆ 健康科学	1		—				
			☆ スポーツ演習	1		—				
合 計				14	8					
告示別表第1による 教科目	保育の本質・目的 に関する 科目	保育原理	保育原理	2		Ⅲ30		2		
		教育原理	★ 教育原理論	2		Ⅲ30			2	
		子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	2		Ⅲ30			2	
		社会福祉	社会福祉	2		Ⅲ30		2		
		子ども家庭支援論	家族支援論	2		Ⅲ30		3		
		社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	2		Ⅲ30		3		
		保育者論	保育者論	2		Ⅲ30			2	
	保育の対象の理解 に関する 科目	保育の心理学	★ 発達心理学	2		Ⅲ30		3		
		子ども家庭支援の心理学	★ 幼児理解と教育相談	2		Ⅲ30			3	
		子どもの理解と援助	乳幼児の心理と援助	1		Ⅲ15			3	
		子どもの保健	こどもの保健	2		Ⅲ30			1	
		子どもの食と栄養	こどもの栄養	2		Ⅲ30			2	
	保育の内容・方法 に関する 科目	保育の計画と評価	★ 幼児保育計画論	2		Ⅲ30		3		
		保育内容総論	★ 保育内容総論	1		Ⅲ15		2		
		保育内容演習	★ こどもと健康	2		Ⅲ30			3	
			★ こどもと人間関係	2		Ⅲ30		3		
			★ こどもと環境	2		Ⅲ30			2	
			★ こどもと言葉	2		Ⅲ30			2	
			★ こどもの表現c（総合表現）	2		Ⅲ30			2	
		保育内容の理解と方法	プロジェクト総合演習Ⅰ	1		Ⅲ15		3		
			プロジェクト総合演習Ⅱ	1		Ⅲ15		3		
			プロジェクト総合演習Ⅲ	1		Ⅲ15			3	
			プロジェクト総合演習Ⅳ	1		Ⅲ15			3	
		乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	2		Ⅲ30			1	
		乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	1		Ⅲ15		2		
		子どもの健康と安全	乳幼児の健康（内容）	1		Ⅲ15			1	
		障害児保育	障害児保育	2		Ⅲ30			4	
		社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	1		Ⅲ15			3	
		子育て支援	子育て支援	1		Ⅲ15			3	
	保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習ⅠA（保育所）	2		—			2	
			保育実習ⅠB（施設）	2		—		4	3	
		保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	4		Ⅲ60		2・3・4		
	総合演習	保育実践演習	★ 保育・教職実践演習（幼稚園）	2		Ⅲ30			4	
合 計				58	0					

区 分			授業科目	単位数		授業形態 及び 時間数	隔年 集中	対象学年		備 考
系列	教科目	必修		選択	前期			後期		
告示別表第2による 教科目	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	こどもの感性開発実践演習Ⅰ	2		エ30		1		
			こどもの感性開発実践演習Ⅱ	2		エ30			1	
			☆ 特別な教育的ニーズの理解と支援	1		コ15			1	
			☆ 子ども教育論	1		コ15			1	
	保育の対象の理解に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	障害児の心理Ⅰ		2	コ30		2		特別支援教育に関する科目（履修表17）
			障害児の心理Ⅱ		2	コ30			2	
			☆ 専門ゼミナール	2		エ30			1	
	保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	★ 保育実践方法論	2		コ30			3	
			保育の記録・分析Ⅰ	1		エ15		3		
			保育の記録・分析Ⅱ	1		エ15		3		
			保育の記録・分析Ⅲ	1		エ15			3	
			保育の記録・分析Ⅳ	1		エ15			3	
			☆ 地域社会と教育	2		コ30			1	
			音楽表現技法研究Ⅰ		2	エ30		1		
			音楽表現技法研究Ⅱ		2	エ30			1	
			音楽表現技法研究Ⅲ		2	エ30		2		
			音楽表現技法研究Ⅳ		2	エ30			2	
	保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ（保育所）		2	—		3		「保育実習Ⅱ（保育所）及び保育実習指導Ⅱ（保育所）」又は「保育実習Ⅲ（施設）及び保育実習指導Ⅲ（施設）」のうち、いずれかを選択必修
			保育実習Ⅲ（施設）		2	—		3・4		
		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅱ（保育所）		2	エ30		3		
			保育実習指導Ⅲ（施設）		2	エ30		4	3	
	合 計				16	20				
	保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている科目			☆ 教職の理解	2		コ30		1	
★ 教育課程論				2		コ30		3		
教育史					2	コ30			全	
教育哲学					2	コ30	◎		全	
★ 教育社会学				2		コ30		4a	4b	
教育方法・技術論					2	コ30			3	
★ 人権教育				2		コ30			3	
★ 学校教育実地体験実習				2		ジ90		3・4		
★ ゼミナールⅠ				2		エ30		3		
★ ゼミナールⅡ				2		エ30			3	
★ 卒業論文				4		エ60		4		
★ 参加観察実習				1		—			1	
★ 事前指導（幼稚園）				1		—			2	
★ 教育実習（幼稚園）				4		—		3		
★ 事後指導（幼稚園）				1		—			3	
アート・マネジメント演習Ⅰ					2	エ30		3		
アート・マネジメント演習Ⅱ					2	エ30			3	
合 計				25	10					

※ ☆の科目は、教養教育で開講する科目を表す(学部モジュールを含む。)

※ ★の科目は、幼稚園教育コースの学生が卒業要件で修得する専門教育科目を表す。

長崎大学ナンバリング・システムについて

2015 年 4 月より、長崎大学で開講されるすべての授業科目（教養教育科目・学部専門科目・大学院専門科目等。旧カリキュラム科目は除く）に対し、「科目ナンバー」と呼ばれる特定の記号や数字を付けることになりました。

【学問分野コード】

授業科目の内容を学問分野という立場から見たとき、どのように分類されるかを示す3桁の数字です。

【枝番】

同一科目であるにも関わらず、クラスにより、履修内容が大幅に異なり、区別する必要があるときには、枝番で区別することがあります。枝番は1桁の英数字です。

2 長崎大学ナンバリング・システムの特徴

国際通用性

- 1) 海外の大学の代表的なナンバリング・システムと類似のフォーマットにしています。
- 2) 海外の多くの大学と同様の授業レベル表記（水準コード）としているため、海外から来る留学生や本学から海外へ留学する学生にとって、授業のレベルを比較しやすくなります。
- 3) 外国語による授業科目を使用言語コードから判断できます。

識別コードと学問分野

識別コードと学問分野を別々に区分したため、授業科目の履修体系上でのおよその位置づけが一目で識別でき、また講義内容がどの学問分野であるのかを把握できます。

3 ナンバリング・システムの活用方法

長崎大学ナンバリング・システムについては、

長崎大学ホームページ (<http://www.nagasaki-u.ac.jp/>) のメニューにある「修学案内」を選択し、「受講情報」で、「長崎大学ナンバリング・システム」を選択すると、詳細を知ることができます。

各コードの記号や数字の意味することを理解した上で、便覧等に表示された学部や研究科ごとの科目ナンバ付与規則を理解してください。慣れてくると、科目ナンバーを見るだけで、カリキュラム体系上どのような位置づけの科目であるか分かるようになります。

識別コードは、科目群の区分や履修順序の意味を込めるなど学部や研究科ごとに工夫されていますので、科目選択や履修順序を判断する際に利用してください。

シラバスに履修の前提とする科目が科目ナンバーで記載されている場合があります。そのときは、NU-Web の検索機能でどのような科目であるか調べてください。

専門的な学習を行うようになったら、科目ナンバーの学問分野コードからその科目の学問上の位置づけを把握することで、履修科目の体系に関する理解が更に深まります。

教育学部授業時限区分等について

- I. 長崎大学教育学部授業時限等区分基準
- II. 授業の班分け
- III. 集中講義
- IV. 履修科目の登録の上限
- V. 履修状況の通知

教務関係提出「願・届」一覧

教育学部授業時限区分等について

本学部では、大学設置基準に基づく年間最低30週の授業週数のほかに4週間の主免教育実地研究・実習をはじめ、参加観察実習・学校教育実地体験実習（＝蓄積型体験学習。野外体験実習を含む。）及び介護等体験実習の期間を年間授業計画に組み込むことが必要であり、これらを勘案して授業計画を編成している。

1. 本学部の学期の区分は、原則として、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとなっている。
2. 教育実地研究・実習等の実習期間は追って指示する。

I. 長崎大学教育学部授業時限等区分基準

区分	1校時		休息	2校時		休息	3校時		休息	4校時		休息	5校時	
	1時限	2時限		3時限	4時限		5時限	6時限		7時限	8時限		9時限	10時限
開始	8:50	9:35	10:20	10:30	11:15	12:00	12:50	13:35	14:20	14:30	15:15	16:00	16:10	16:55
終了	9:35	10:20	10:30	11:15	12:00	12:50	13:35	14:20	14:30	15:15	16:00	16:10	16:55	17:40
時間 (分)	45	45	10	45	45	50	45	45	10	45	45	10	45	45
	90			90			90			90			90	

II. 授業の班分け

1. 本学部では、a班・b班等の2つの班に分けて授業を行う科目があるが、その班分けについては、学生番号又はコース・専攻により区分する。（詳細は別途通知する。）
なお、a班・b班を更に分ける必要のある一部の授業科目については、別に指示する。
2. 再履修する場合は、特に指示がない限り原則として所属する班で履修しなければならない。

III. 集中講義

休業期間に授業を集中して行う集中講義の時間割については、3月下旬及び9月下旬に掲示により告示する。

IV. 履修科目の登録の上限

学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、1学期当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて25単位とする。ただし、教育実地研究・実習等（参加観察実習、主免実習、副免実習及び学校教育実地体験実習）、卒業論文、資格認定科目、他の機関との単位互換科目、他大学で認められた科目については、上限単位数に算入しない。通年科目については、成績評価学期の履修単位として取り扱う。

なお、学生が前学期において履修を登録したすべての授業科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が2.8以上である場合には、上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。その場合の上限単位数は30単位とする。

$$\text{GPA} = (\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価Dの単位数(失格、欠席等を含む。)} \times 0) / \text{履修登録単位総数}$$

V. 履修状況の通知

履修状況が著しく不良の場合等は、保証人に通知することがある。

1. 正当な理由なく、履修登録が行われない場合
2. 正当な理由なく、修得単位が極端に少ない場合
3. その他、必要な場合

学 務 関 係 提 出 「 願 ・ 届 」 一 覧

区分	提出物等名称	学年	時 期	備 考
必ず提出すべきもの	学籍票	入学時	4 月	住所・本籍等の変更の際は、その都度訂正すること
	履修科目登録	全	4 月中旬	前期分
			10 月中旬	後期分
	基礎免選択届	1	学部が指定する日	特別支援教育コースのみ
	卒業論文題目届	4	7 月末日	
	実習関係申込書	全	学部が指定する日	主免等の実習科目
	写真	3	学部が指定する日	教育実地研究・実習用等
必要に応じて提出するもの	欠席届	全	理由が生じたとき	
	履修授業科目追加届	全	4 月下旬及び10月下旬	この届は、主対象コース・年次以外の授業を受講する場合の受講願と、各学期の履修科目追加をする場合に使用する。ただし、主対象外の科目を受講する場合は、担当教員の承認を得ること
	履修授業科目取消届	全	4 月下旬及び10月下旬	各学期の履修手続後、原則として1週間以内
	卒業論文題目変更届	4	卒業論文提出締切日の1週間前	指導教員の承認印必要
	休学願	全	理由が生じたとき	理由書添付、病気の場合は医師の診断書必要
	復学願	全	理由が生じたとき	病気による休学の場合は医師の診断書必要
	退学願	全	理由が生じたとき	理由書添付
	追試験願	全	試験後1週間以内	欠席理由の証明書、病気の場合は医師の診断書必要
	再考査願	4	別に指示する	該当科目が3科目6単位以内の場合に限る
	履修コース・専攻の変更願	全	1 月末日	
	基礎免許状変更願	1・2	1 月	
	改姓届	全	理由が生じたとき	戸籍抄本添付
	転籍届	全	理由が生じたとき	戸籍抄本添付
	保証人(住所)変更届	全	理由が生じたとき	
	施設使用願	全	使用予定日の5日前	
	海外渡航届・帰学届	全	理由が生じたとき	海外に渡航するときは渡航届・帰国したときは帰学届を提出

※ 上表に掲げるものの他、必要なものについてはその都度掲示する。

学生生活に関する諸手続一般

- I．学生生活上の注意事項
- II．奨学金及び授業料の免除
- III．課外活動

学生生活に関する諸手続一般

I. 学生生活上の注意事項

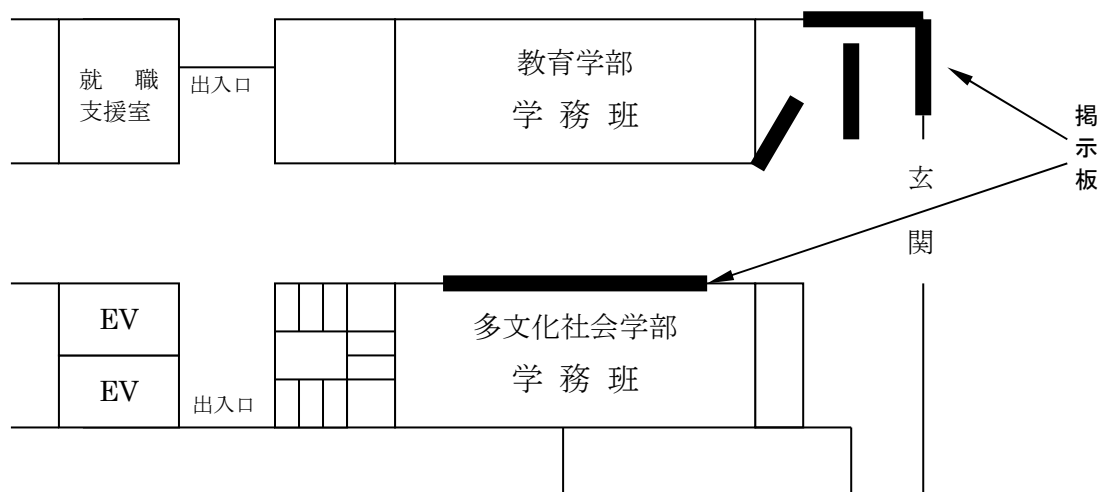
1. 掲 示

大学が学生に対して行う一切の告示、通知、連絡は、掲示板を通して行われます。

授業や試験等の教務事項、授業料免除・奨学生の募集・課外活動等の学生支援事項及び呼出し等はすべて掲示により通知されますので、一日に一度は必ず掲示板を見るよう心掛けてください。掲示を見なかったために重大な結果になっても、大学では一切責任を負いません。

なお、急を要する場合など大学で取得可能なメールアドレス（bb+学生証に記載されている8桁の学生番号@ms.nagasaki-u.ac.jp がメールアドレスとなります。）を使用し通知等を行う場合がありますので、掲示板同様にメールをチェックするよう心掛けてください。

掲示板は、教育学部・教養教育事務室・学生支援センター等にあります。教育学部の掲示板は、次のとおりです。



2. 環境の整備

建物等の施設や机・椅子等の備品は、丁寧に取り扱いってください。建物内での火気使用は厳禁です。建物内での喫煙は、禁止です。喫煙は建物外の指定の場所をお願いします。また、建物内での下駄履きは禁止します。

3. 遺失物の照会

教育学部内での拾得物は、学務班で保管しています。私物を紛失した場合などは、学務班へ問い合わせてください。

4. 電話照会

学生諸君が、大学にいろいろな事を電話で照会してきますが、間違いのもとになりますので、内容によっては応じられないことがあります。また、電話での学生呼出しにも応じられませんので、保護者等の関係者に周知しておいてください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

5. 住所変更等

転居、改姓、保証人の変更等、入学時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、その都度学務班へ届け出てください。

2. 行事の開催

学内・外を問わず、団体が集会等を行うときは、当日の3日前までに所定の用紙で届け出る必要があります。

3. 施設の使用

学生又は学生団体が大学の施設を使用する場合は、使用予定日の5日前までに所定の用紙を学務班へ提出し、承認並びに使用許可を受けなければなりません。

なお、教育学部の施設を使用する場合には、以下の点を厳守してください。

- ① 教育学部の施設を使用できるのは、教育学部の学生又は教育学部の学生団体とします。
- ② 2以上の学部にあたる学生団体が使用する場合は、学生支援センターへ願い出てください。
- ③ 施設の使用時間は、原則として17時50分から19時までとします。ただし、授業その他公務に支障がない場合に限り、上記時間以外の使用を許可することがあります。
- ④ 長期にあたる使用は、原則として認めません。
- ⑤ 施設の使用に際しては、特に次のことに注意してください。
 - 火気に注意し、指定場所以外では喫煙しないこと。
 - 備品等を持ち出しや、移動をしないこと。ただし、やむを得ない理由で移動する場合は、使用前の状態に戻しておくこと。
 - 使用後は、施設の整理及び清掃を行うこと。また、戸締り及び消灯を確実に行うこと。

4. 掲示及び印刷物

学生が掲示するときは、責任者氏名を記載した現物を学務班へ提示し、承認を受ける必要があります。

また、学内でビラ等の印刷物を配布しようとする場合も、現物を学務班へ提示して承認を受けなければなりません。

6. 学生番号

学籍その他整理の都合上、学生に8桁の番号をつけ、それを学生番号としています。学生証に記載してありますが、大事なものですので、暗記するよう心掛けてください。

定期試験、その他提出書類等に学生番号の記入欄がある場合は、この番号を記入してください。

7. 各種証明書の申込み

各種証明書が必要な場合は、学務班へ申し込んでください。発行は原則として申し込んだ日の翌日の午後以降となります。なお、英文証明書等特殊なものは、日数がかかる場合がありますので、学務班で事前に確認をとってください。(在学証明書、卒業見込証明書及び健康診断書は学生支援センターに設置している自動発行機で発行しています)。

8. 下宿・間借、アルバイトの紹介

下宿・間借の紹介は長崎大学生生活協同組合で、アルバイトの紹介は長崎大学生生活協同組合を通じて取り扱っています。

II. 奨学金及び授業料の免除

1. 奨学金制度

- ① 日本学生支援機構の奨学金に関する事務は、学生支援センター・経済支援コーナーで行いますので、奨学金貸与希望者は、学生支援センターまで申し出ること。

募集期間等は、学生支援センターの掲示板で周知しますので、掲示には注意すること。

- ② 地方公共団体等の奨学金

地方公共団体及び民間の奨学金制度については、各自が直接その団体や教育委員会等へ問い合わせ、早めに募集要項や用紙を取り寄せ、準備しておく必要があります。

なお、大学を通じて募集するものについては、学生支援センターの掲示板に掲示します。

2. 授業料の免除、猶予

- ① 授業料の免除、猶予（以下「免除等」という。）を受けようとする者は、学生支援センターまで申し出ること。

申請手続等については、学生支援センターの掲示板で周知しますので、掲示には注意すること。

- ② 免除等は、前期及び後期の各学期ごとに申請する必要があります。
- ③ 免除等の決定については、掲示により周知します。
- ④ 免除等を申請する者は、その決定があるまで授業料は納入しないでください。

3. 学生教育研究災害傷害保険

正課中、大学行事中、課外活動及び通学中などにおける不慮の災害・事故に備え「学生教育研究災害傷害保険」制度があり、本学では原則として全員加入制をとっています。

詳しくは、「学生生活案内」に記載しています。

III. 課外活動

1. 団体の設立

学生が団体を設立しようとするときは、「長崎大学における学生の課外活動手続規程」に基づき、所定の用紙に必要事項を記入の上、規約・団体員名簿を添付し、学生支援センターへ届け出て学長の承認を得る必要があります。また、団体を継続する場合は、翌年5月20日までに継続願を提出しなければなりません。

なお、団体の届け出事項に変更が生じた場合は、すみやかに学生支援センターへ申し出てください。

2. 行事の開催

学内・外を問わず、団体が集会等を行うときは、当日の3日前までに所定の用紙で届け出る必要があります。

3. 施設の使用

学生又は学生団体が大学の施設を使用する場合は、使用予定日の5日前までに所定の用紙を学務班へ提出し、承認並びに使用許可を受けなければなりません。

なお、教育学部の施設を使用する場合には、以下の点を厳守してください。

- ① 教育学部の施設を使用できるのは、教育学部の学生又は教育学部の学生団体とします。
- ② 2以上の学部にあたる学生団体が使用する場合は、学生支援センターへ願い出てください。
- ③ 施設の使用時間は、原則として17時50分から19時までとします。ただし、授業その他公務に支障がない場合に限り、上記時間以外の使用を許可することがあります。
- ④ 長期にあたる使用は、原則として認めません。
- ⑤ 施設の使用に際しては、特に次のことに注意してください。
 - 火気に注意し、指定場所以外では喫煙しないこと。
 - 備品等を持ち出しや、移動をしないこと。ただし、やむを得ない理由で移動する場合は、使用前の状態に戻しておくこと。
 - 使用後は、施設の整理及び清掃を行うこと。また、戸締り及び消灯を確実に行うこと。

4. 掲示及び印刷物

学生が掲示するときは、責任者氏名を記載した現物を学務班へ提示し、承認を受ける必要があります。

また、学内でビラ等の印刷物を配布しようとする場合も、現物を学務班へ提示して承認を受けなければなりません。

資 料 1

教育職員免許法（抜粋）

教育職員免許法施行規則（抜粋）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る
教育職員免許法の特例等に関する法律（抜粋）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る
教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（抜粋）

○教育職員免許法【抜粋】

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。(以下省略)

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六

備考

一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として相当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

○教育職員免許法施行規則【抜粋】

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	一 六	一 六	一 二
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇	一 〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	四	四	四
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		三八	一四	二

備考

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 （略）

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

十一～十三 （略）

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）。

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			

	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

備考

一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六 （略）

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保すると

もに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二 八	二 八	一 二
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇 (六)	一 〇 (六)	六 (三)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一 〇 (六)	一 〇 (六)	六 (四)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五 (三)	五 (三)	五 (三)
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二 八	四	四
備考						
一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。						
イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）						
ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」						

ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）

ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）

ス 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）

ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」

ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
 四 第一号中「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
 五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と

読み替えるものとする。）。

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。

八～九 （略）

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二 四	二 四
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇 (四)	一 〇 (四)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	八 (五)	八 (五)
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	三 (二)	三 (二)
			教職実践演習	二	二

	第六欄	大学が独自に設定する科目		三六	一二
備考					
一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。					
イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学					
ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌					
ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」					
ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ					
ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」					
ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」					
ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」					
チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」					
リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」					
ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」					
ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」					
ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習					
ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理					
カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業					
コ 農業 農業の関係科目、職業指導					
タ 工業 工業の関係科目、職業指導					
レ 商業 商業の関係科目、職業指導					
ソ 水産 水産の関係科目、職業指導					
ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含					

む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
 ネ 商船 商船の関係科目、職業指導
 ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
 ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
 ニ 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
 ホ 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
 ニ～六 （略）

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援に関する科目				免許状の種類		
				特別支援学校教諭		
				専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
最低修得 単位数	第一欄	特別支援教育 の基礎理論に 関する科目		二	二	二
	第二欄	特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目	一六	一六	八
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定め られることと なる特別支援 教育域以外の 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目	五	五	三
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目			
	第四欄	心身に障害の ある幼児、児		三	三	三

		童又は生徒について の教育実習				
備考 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。 イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。） ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。） 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。 四 （略）						

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～6 （略）

7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

第八条～第六十六条の五 略

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

第六十六条の七～第七十一条 略

第七十二条 普通免許状の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大

学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一 幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

二 小学校又は中学校の教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導・進路指導、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、道德教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、日本語教育、生涯学習（社会教育を含む。）又は授与権者が適当と認めた分野

三 高等学校教諭の専修免許状においては、前号に掲げる分野、世界史、日本史、地理、倫理、政治・経済、物理、化学、生物、地学、体育若しくは保健又は授与権者が適当と認めた分野

四 特別支援学校の教諭の専修免許状においては、視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育又は授与権者が適当と認めた分野

五及び六 略

3 特別免許状及び臨時免許状の様式は、第一項の普通免許状の様式を参酌して、都道府県教育委員会規則で定める。

第七十三条～第七十六条 略

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（抜粋）
（平成九年六月十八日）
（法律第九十号）

改正 平成二七年六月二四日法律第四六号

（趣旨）

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

（関係者の責務）

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

（教員の採用時における介護等の体験の勘案）

第四条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則
(抜粋)
(平成九年十一月二十六日)
(文部省令第四十号)
改正 平成二十九年三月三十一日文部科学省令第十九号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

二及び三 削除

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設

六 削除

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設

九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

九の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター

十 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

（介護等の体験を免除する者）

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第百二十三号）第七条の規定により保健師の免許を受けている者

二 保健師助産師看護師法第七条の規定により助産師の免許を受けている者

三 保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている者

四 保健師助産師看護師法第八条の規定により准看護師の免許を受けている者

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

六 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者

十 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

教育職員免許法の特例等に関する法律

教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

- 2 特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

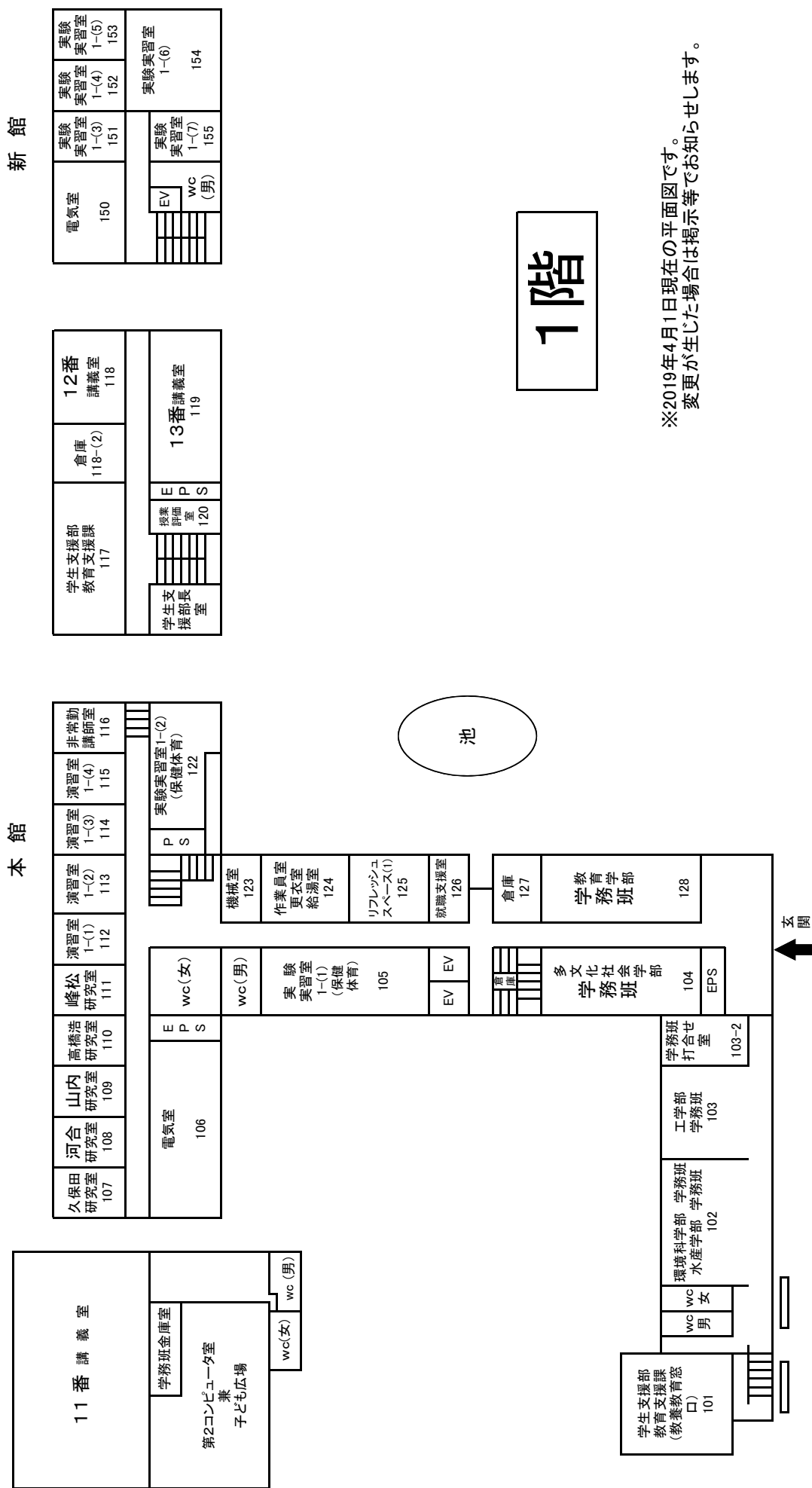
(介護等の体験に関する証明書)

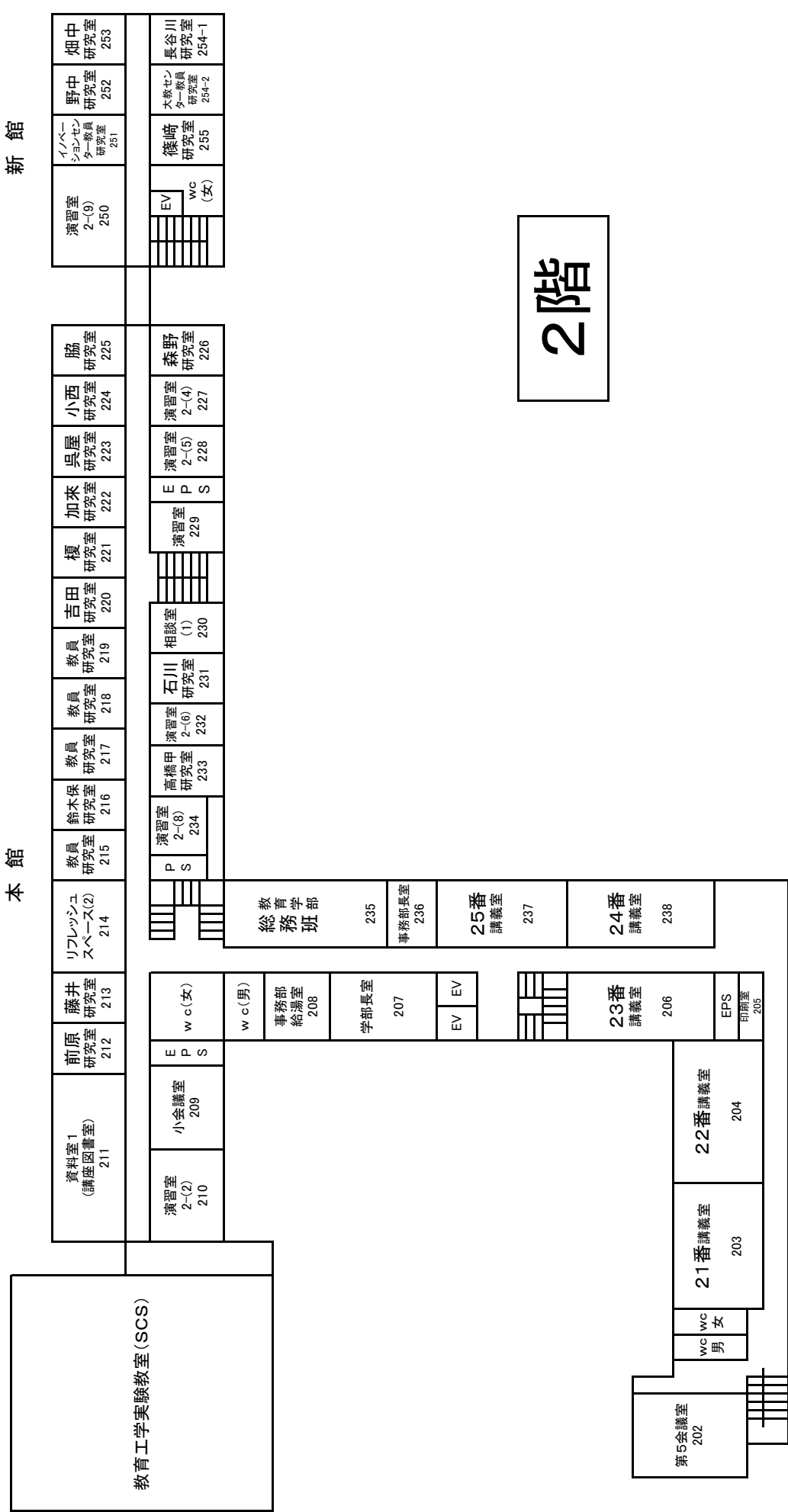
第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第一項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

資 料 2

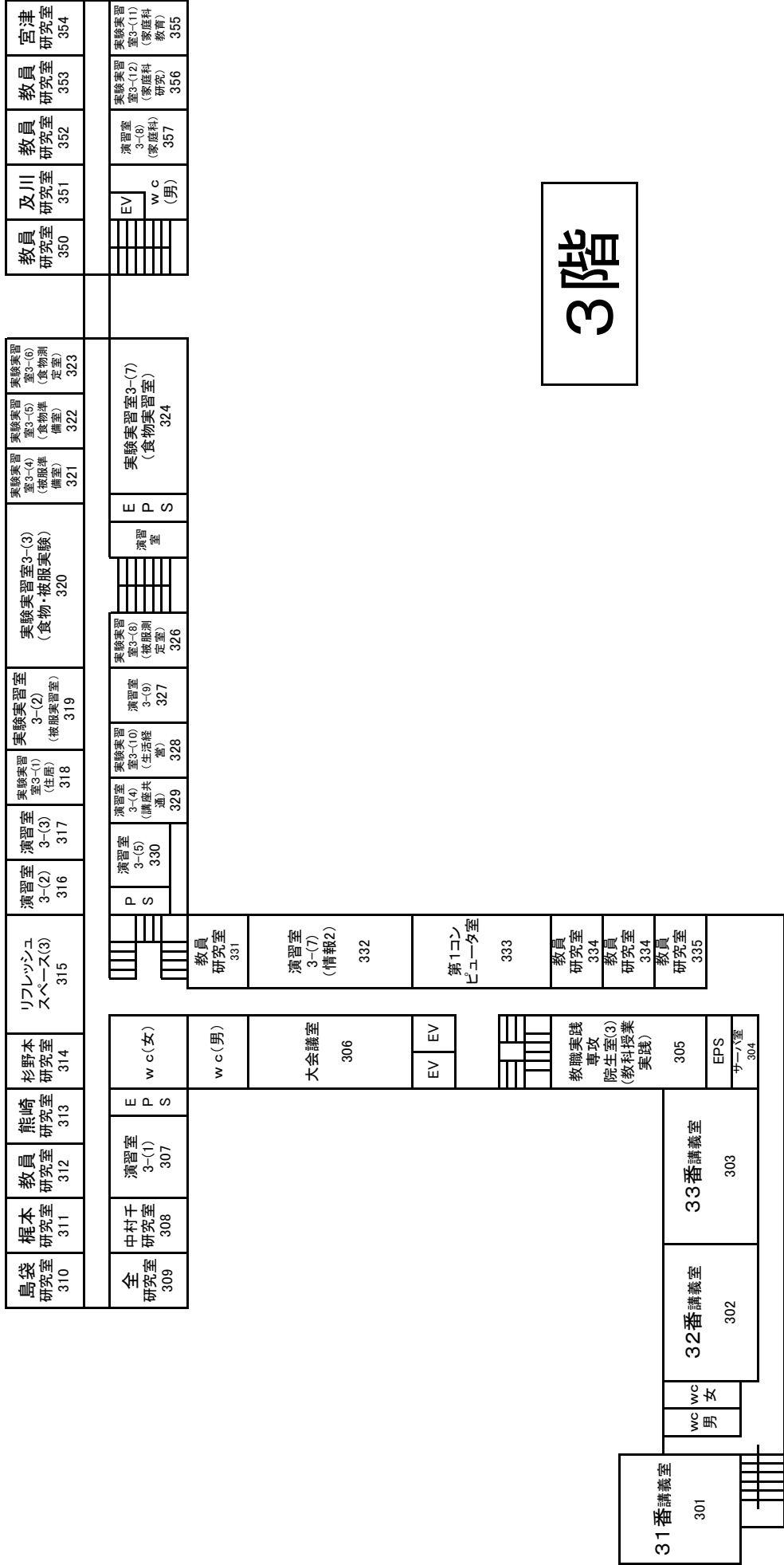
教育学部建物平面図





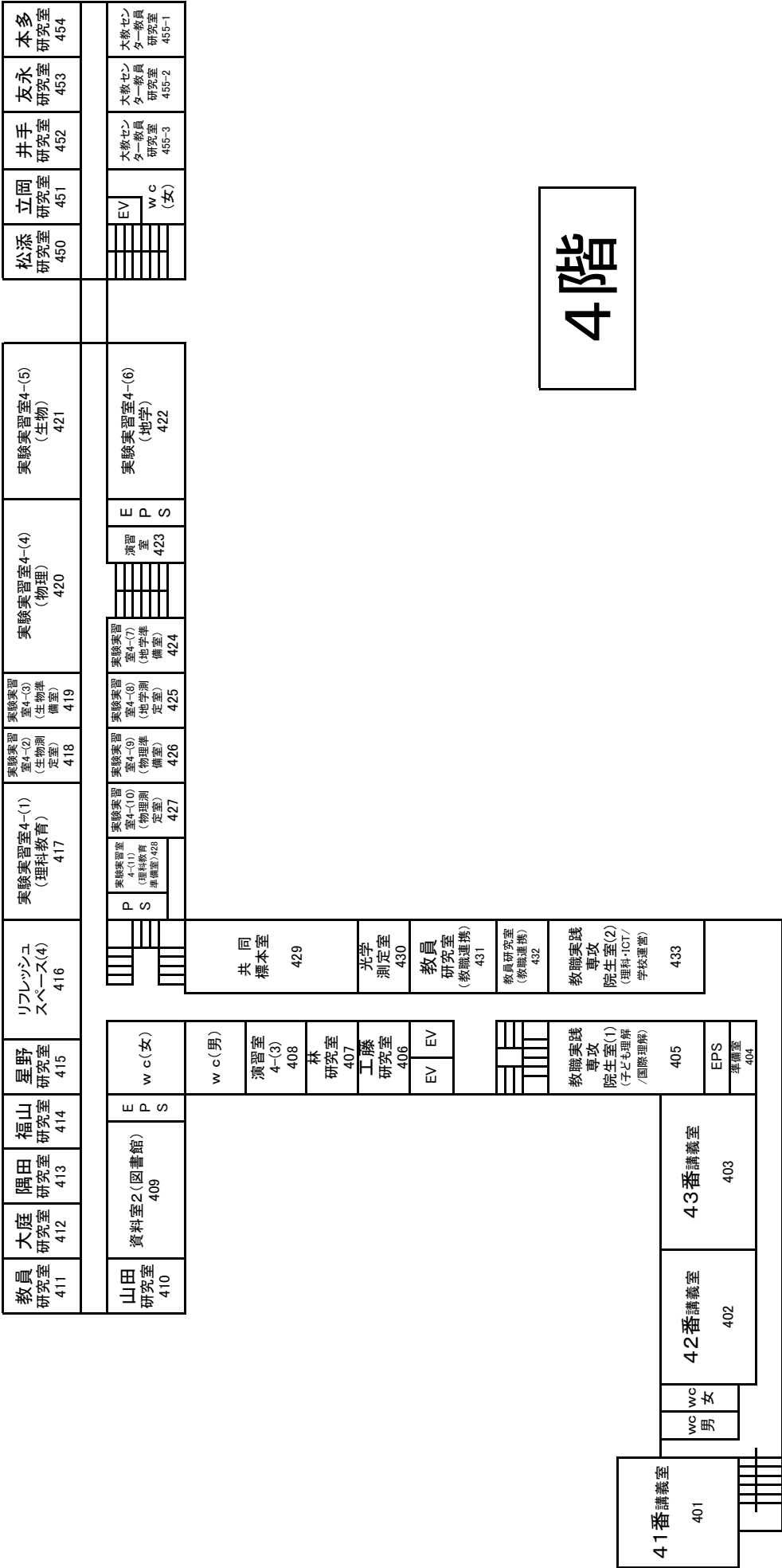
本館

新館



本館

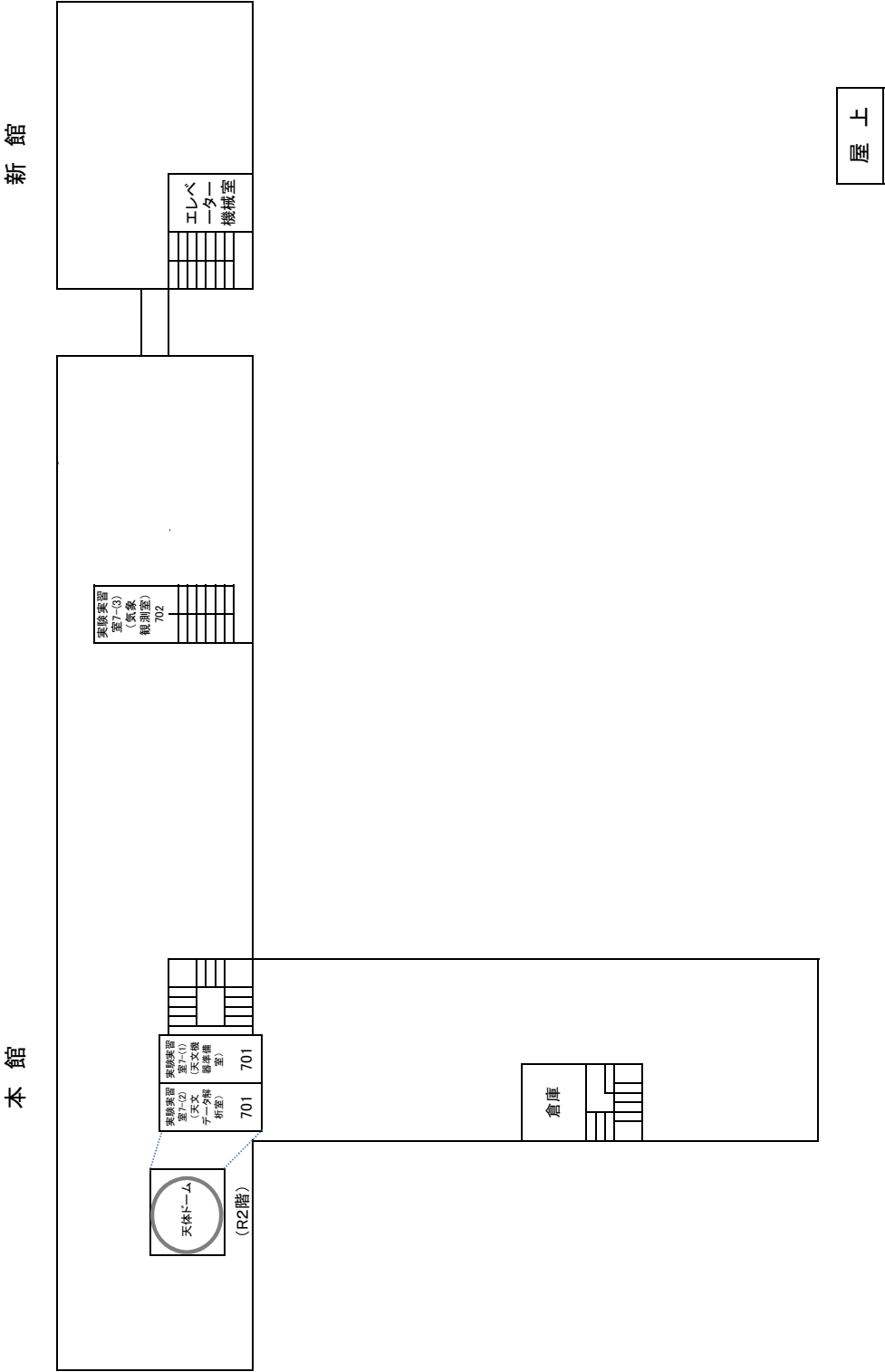
新館

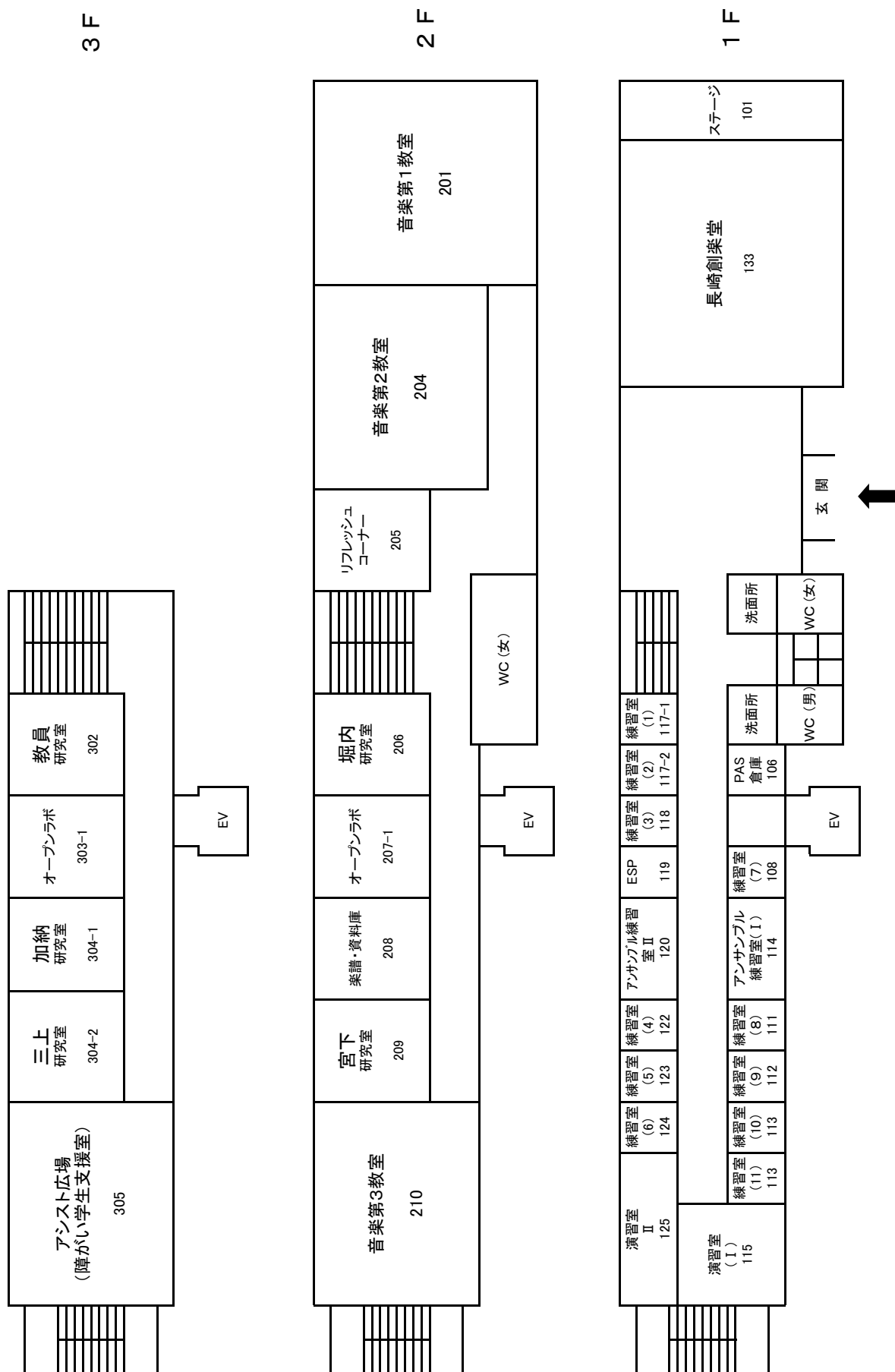


本館

新館

教員 研究室 607	土肥 研究室 608	池谷 研究室 609	飯塚 研究室 610	堀井 研究室 611	永田 研究室 612	大平 研究室 613	田口 研究室 614	教員 研究室 615	演習室 (30) (国際理 解) 616	松元 研究室 617	MASO N 研究室 618	稲毛 研究室 619	英語 共同研 究室 620	池田 研究室 621	鈴木章 研究室 622	中島 研究室 623	前田桂 研究室 624	演習室 6-(11) 650	教員 研究室 651	教員 研究室 652	吉良 研究室 653				
演習室6-(4) (社会) 606		演習室 6-(3) (社会) 605		w c(女) w c(女)		w c(男)		実験実習室 6-(1) (地理準備室) 604		演習室 6-(2) 603		演習室 6-(1) 602		EV EV								EV w c (女)		演習室 6-(12) 654	
6階																									





音楽棟

絵画・デザイン 実験室 216-3	牧野 研究室 216-2	リフレッシュ ルーム 215-2	藤木 研究室 215	マルチメディア実験室 214	電気電子実験実習室 213	菅野 研究室 212	美術史 演習室 211	美術史 資料室 210	針貝 研究室 209-3	美術科教育 資料室 209-2	中川 研究室 209-1
2 F											
絵画・デザイン 実習室 216-1				WC (女)	武藤 研究室 206	工芸実習室 205		工芸実験室 204	オープンラボ2 203	オープンラボ1 202	美術科教育演習室 201

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

美術技術教室



